

1. 公的年金制度（総括）

(1) 加入者数

令和4年度末の公的年金制度の加入者総数は6,744万人であり、総人口1億2,455万人の54.1%を占めている。

また、制度別にみると国民年金第1号被保険者数1,405万人（対前年度末26万人減）、厚生年金被保険者数（第1～4号）は4,618万人（同82万人増）、うち第1号厚生年金被保険者数4,157万人（同92万人増）、第2～4号厚生年金被保険者数461万人（同10万人減）、国民年金第3号被保険者数721万人（同42万人減）となっている。（表1、図1）

表1 公的年金 被保険者数の推移

（年度末現在、単位：千人）

年度	加入者 総数	国民年金 第1号 被保険者	厚生年金被保険者 (国民年金第2号被保険者等)		国民年金 第3号 被保険者	総人口	加入者総数 ／総人口
			厚生年金保険 (第1号)	厚生年金保険 (第2～4号)			
平成24年度	67,356	18,637	39,116	34,717	4,399	127,354	52.9
25	67,175	18,054	39,667	35,273	4,394	127,136	52.8
26	67,134	17,420	40,395	35,985	4,409	126,939	52.9
27	67,119	16,679	41,289	36,864	4,425	126,991	52.9
28	67,309	15,754	42,665	38,218	4,447	126,761	53.1
29	67,335	15,052	43,581	39,112	4,469	126,502	53.2
30	67,462	14,711	44,284	39,806	4,478	126,254	53.4
令和元年度	67,616	14,533	44,879	40,374	4,505	125,930	53.7
2	67,558	14,495	45,134	40,472	4,662	125,855	53.7
3	67,293	14,312	45,354	40,645	4,709	125,071	53.8
4	67,438	14,047	46,179	41,569	4,610	124,554	54.1

注1. 国民年金第1号被保険者には任意加入被保険者を含む。

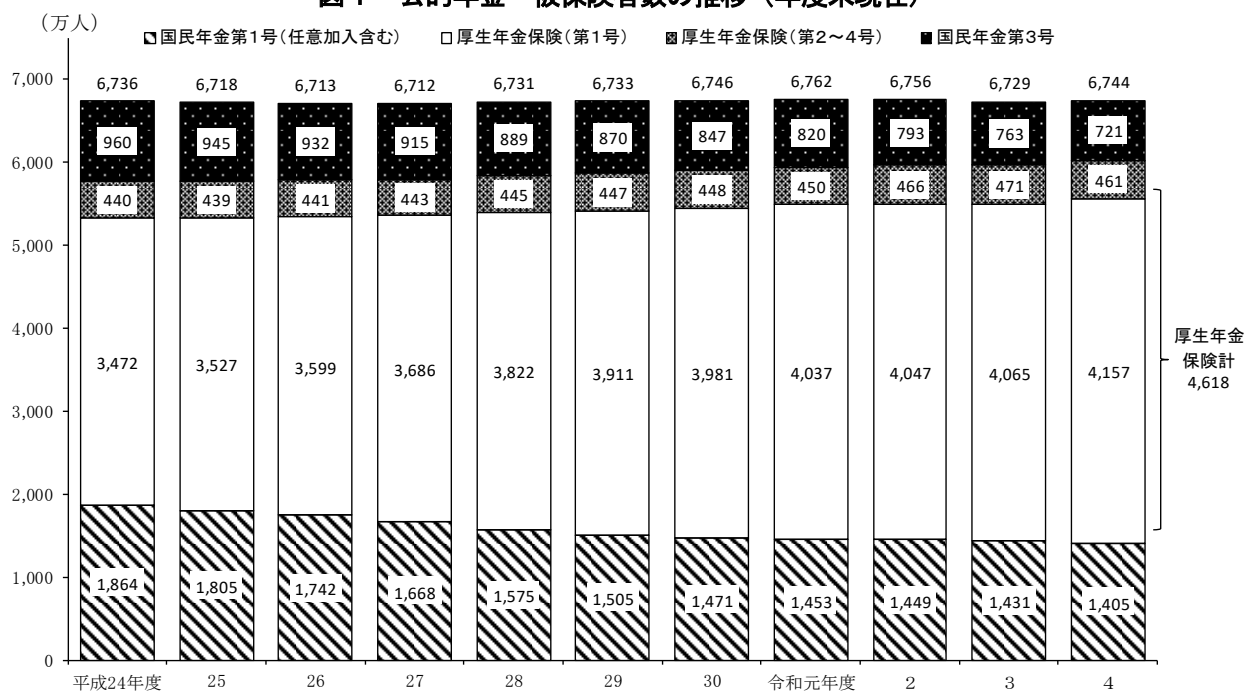
2. 厚生年金保険（第1号）の被保険者は、平成26年度以前は厚生年金保険の被保険者、平成27年度以降は第1号厚生年金被保険者を計上している。

3. 厚生年金保険（第2～4号）の被保険者は、平成26年度以前は共済組合等の組合員等、平成27年度以降は第2～4号厚生年金被保険者を計上している。

4. 厚生年金被保険者には、国民年金第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する被保険者が含まれている。

5. 総人口は翌年度4月1日現在の総人口（確定値）（総務省統計局人口推計月報）である。

図1 公的年金 被保険者数の推移（年度末現在）



(2) 受給者数

令和4年度末における公的年金の受給者数は、延人数で7,709万人であり、前年度末に比べて11万人の増加となっている。厚生年金保険（第1号）と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者数（延人数）は4,932万人であり、前年度末に比べて22万人の減少となっている。また、基礎年金番号を活用して把握した重複のない公的年金の実受給権者数は、3,975万人となっており、前年度末に比べて47万人減少している。（表2、図2）

表2 公的年金 受給者数の推移

（年度末現在、単位：千人）

年 度	総 数			国民年金	厚生年金保険 （第1号）	厚生年金保険 （第2～4号） （共済年金を含む）	福祉年金
平成24年度	66,216	<46,987>	[39,424]	30,305	31,535	4,373	2
25	68,004	<47,419>	[39,500]	31,397	32,164	4,442	1
26	69,877	<48,009>	[39,906]	32,409	32,932	4,535	1
27	71,580	<48,617>	[40,255]	33,229	33,703	4,646	0
28	72,623	<48,745>	[40,101]	33,858	34,094	4,672	0
29	74,646	<49,591>	[40,769]	34,839	35,060	4,747	0
30	75,429	<49,647>	[40,667]	35,294	35,296	4,839	0
令和元年度	75,897	<49,498>	[40,403]	35,645	35,432	4,819	0
2	76,652	<49,668>	[40,507]	35,961	35,815	4,876	0
3	76,977	<49,541>	[40,226]	36,142	35,878	4,957	0
4	77,086	<49,318>	[39,755]	36,164	35,981	4,940	0

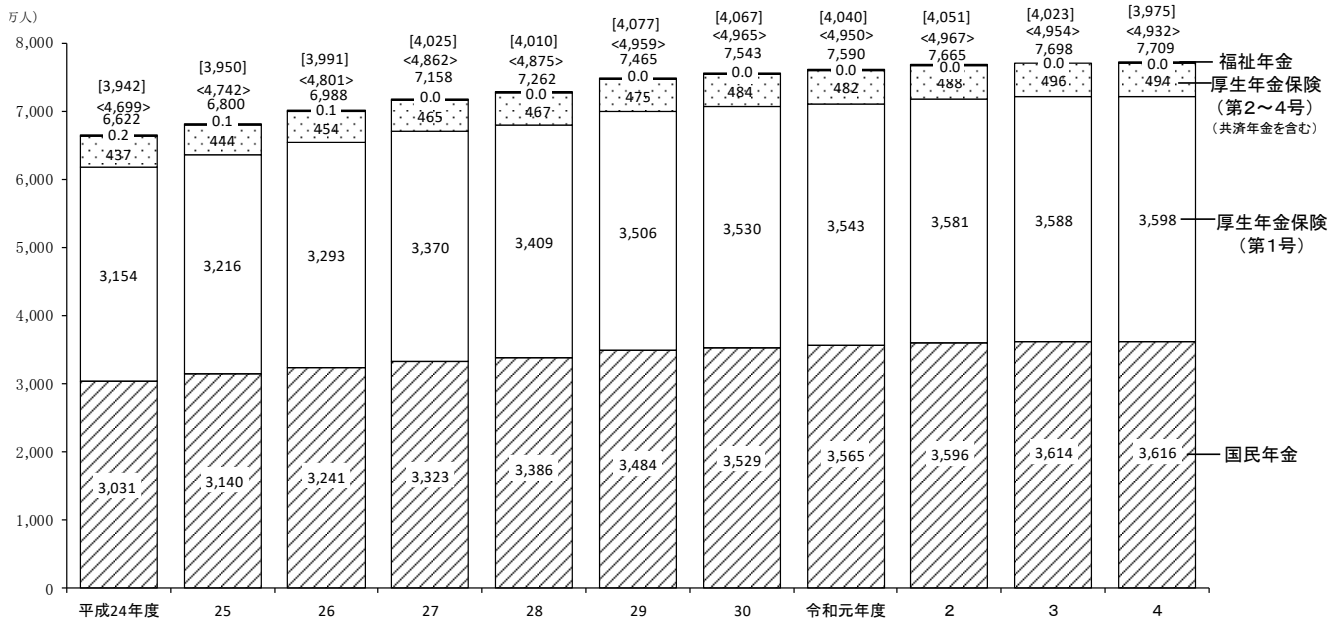
注1. <>内は厚生年金保険（第1号）と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者数である。

注2. []内は重複のない公的年金の実受給権者数である。

注3. 厚生年金保険（第1号）の受給者は、平成26年度以前は厚生年金保険の受給者を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。

注4. 厚生年金保険（第2～4号）の受給者は、平成26年度以前は共済年金の受給者を計上している。平成27年度以降は、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団から支給される、厚生年金保険または共済年金の受給者を計上している。

図2 公的年金 受給者数の推移（年度末現在）



令和4年度末における公的年金の受給者数を年金種別別にみると、老齢年金・25年以上が5,143万人と最も多く、次いで通算老齢年金・25年未満が1,608万人、遺族年金が688万人、障害年金が269万人、通算遺族年金が1万人となっている。（表3）

表3 公的年金 制度別受給者数（令和4年度末）

（単位：千人）

	総数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険（第1号）計	35,981	15,639	14,065	503	5,761	13
旧法厚生年金保険	557	171	122	25	225	13
新法厚生年金保険	35,135	15,304	13,887	475	5,469	・
（再掲）基礎あり	27,599	14,467	12,738	324	70	・
旧法船員保険	13	4	0	1	8	0
旧共済組合	276	161	55	2	58	0
（再掲）基礎あり	168	116	52	1	0	・
国民年金計	36,164	33,021	925	2,130	89	・
旧法拠出制	448	239	172	30	7	・
新法基礎年金	35,717	32,782	753	2,100	82	・
（再掲）基礎のみ	7,689	5,792	128	1,739	31	・
（再掲）基礎のみ共済なし	6,512	4,671	126	1,691	24	・
福祉年金	0	0	・	・	・	・
厚生年金保険（第2～4号） （共済年金を含む）	4,940	2,766	1,093	53	1,028	1
合計	77,086 <49,318>	51,426 <36,844>	16,083 <3,293>	2,685 <2,360>	6,877 <6,807>	14 <14>

- 注1. () 内は厚生年金保険（第1号）と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者である。
2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. 厚生年金保険（第1号）の受給者は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。
4. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧N T T共済、旧J T共済又は旧農林共済の受給権が発生していた受給者を計上している。
5. 厚生年金保険（第2～4号）の受給者は、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団から支給される、厚生年金保険または共済年金の受給者を計上している。
6. 「基礎あり」は基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の数である。
7. 新法基礎年金のうち、老齢基礎年金の受給資格期間を原則として25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。
8. 「基礎のみ」は同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を持たない基礎年金受給者の数である。
9. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者の数である。
10. 「障害年金」及び「遺族給付」には、公務上・職務上を含む。
11. 厚生年金保険（第2～4号）の総数には、国家公務員共済組合の船員給付及び公務災害給付を含む。
12. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付でないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

令和4年度末における老齢年金受給者数の推移を制度別にみると、前年度末に比べて、国民年金が2万人(0.1%)の減少、厚生年金保険(第1号)が2万人(0.2%)の増加、厚生年金保険(第2～4号)が4万人(1.4%)の減少となっている。(表4)

表4 公的年金 老齢年金受給者数の推移

年度	総数		国民年金			厚生年金保険 (共済年金を含む)			福祉年金
			旧法 拠出制	基礎年金	厚生年金保険 (第1号)	厚生年金保険 (第2～4号) (共済年金を含む)			
平成24年度	44,494	<34,146>				27,527	1,412	26,115	16,965
25	45,781	<34,759>	28,690	1,227	27,463	17,090	14,347	2,743	1
26	47,124	<35,473>	29,768	1,058	28,710	17,355	14,581	2,774	1
27	48,321	<36,113>	30,646	905	29,740	17,675	14,859	2,815	0
28	49,070	<36,332>	31,324	767	30,557	17,746	14,964	2,783	0
29	49,898	<36,707>	31,898	644	31,254	18,000	15,207	2,793	0
30	50,535	<36,975>	32,304	536	31,769	18,230	15,409	2,822	0
令和元年度	50,794	<36,914>	32,623	444	32,179	18,171	15,390	2,781	0
2	51,219	<37,038>	32,904	364	32,540	18,315	15,530	2,786	0
3	51,461	<37,067>	33,039	299	32,740	18,422	15,615	2,807	0
4	51,426	<36,844>	33,021	239	32,782	18,405	15,639	2,766	0

注1. 〈 〉内は厚生年金保険(第1号)と基礎年金(同一の年金種別)を併給している者の重複分を控除した場合の受給者である。

2. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

3. 厚生年金保険(第1号)の受給者は、平成26年度以前は厚生年金保険の受給者を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。

4. 厚生年金保険(第2～4号)の受給者は、平成26年度以前は共済年金の受給者を計上している。平成27年度以降は、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団から支給される、厚生年金保険または共済年金の受給者を計上している。

5. 国民年金については、旧法老齢年金の受給者と新法老齢基礎年金の受給者(受給資格期間を原則として25年以上有する者)の合計であり、老齢基礎年金受給者には、被用者年金を上乗せして受給している者を含む。

(3) 年金額

令和4年度末の公的年金受給者の年金総額を年金種別別にみると、老齢年金・25年以上が43兆6,192億円と年金総額の約8割と最も多く、次いで遺族年金が6兆9,799億円、通算老齢年金・25年未満が2兆9,028億円、障害年金が2兆2,154億円となっている。（表5）

表5 公的年金 制度別受給者年金総額（令和4年度末）

（単位：億円）

	総 数	老 齢 給 付		障 害 年 金	遺 族 給 付	
		老 齢 年 金 ・ 25 年 以 上	通 算 老 齢 年 金 ・ 25 年 未 満		遺 族 年 金	通 算 遺 族 年 金
厚生年金保険（第1号）計	253,087	169,272	24,718	3,358	55,703	37
厚生年金基金代行分除く	244,899	162,391	23,411	3,358	55,703	37
旧法厚生年金保険	5,686	2,587	461	294	2,309	35
厚生年金基金代行分除く	5,666	2,572	457	294	2,309	35
新法厚生年金保険	244,173	164,392	24,140	3,029	52,612	・
（別掲）基礎年金	187,525	101,964	82,143	2,755	663	・
厚生年金基金代行分除く	236,005	157,527	22,836	3,029	52,612	・
旧法船員保険	261	102	1	17	140	1
旧共済組合	2,967	2,190	115	19	642	1
（別掲）基礎年金	1,244	857	378	9	0	・
国民年金計	244,936	223,599	2,163	18,273	902	・
旧法拠出制	1,844	1,160	393	262	29	・
新法基礎年金	243,092	222,439	1,770	18,011	872	・
（再掲）基礎のみ	53,000	37,427	291	14,959	323	・
（再掲）基礎のみ共済なし	44,334	29,245	286	14,551	252	・
福祉年金	0	0	・	・	・	・
厚生年金保険（第2～4号） （共済年金を含む）	59,188	43,321	2,147	523	13,194	2
合 計	557,211 〔549,023〕	436,192 〔429,311〕	29,028 〔27,720〕	22,154 〔22,154〕	69,799 〔69,799〕	39 〔39〕

- 注1. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額を計上している。
2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. 厚生年金保険（第2～4号）の受給者の年金総額は、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団から支給される、厚生年金保険または共済年金の年金総額を計上している。
4. 厚生年金保険（第2～4号）の数値には、共済年金の職域加算部分を含む。
5. 年金総額には一部支給停止額を含む。
6. 「合計」の〔〕内の金額は厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。
7. 「基礎年金」は併給する基礎年金額（同一の年金種別）である。
8. 新法基礎年金のうち、老齢基礎年金の受給資格期間を原則として25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。
9. 「基礎のみ」は同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を持たない基礎年金受給者の年金総額である。
10. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者の年金総額である。
11. 「障害年金」及び「遺族給付」には、公務上・職務上を含む。
12. 厚生年金保険（第2～4号）の総数には、国家公務員共済組合の船員給付及び公務災害給付を含む。
13. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付でないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

令和4年度末における公的年金受給者の年金総額は55兆7,211億円であり、前年度末と比べると3,463億円減少している。

令和4年度末の公的年金受給者の年金総額を制度別にみると、国民年金が24兆4,936億円、厚生年金保険（第1号）が25兆3,087億円、厚生年金保険（第2～4号）が5兆9,188億円となっている。（表6）

表6 公的年金 受給者年金総額の推移

（年度末現在、単位：億円）

年度	総数	国民年金	厚生年金保険 （共済年金を含む）				福祉年金	総数 ／ 国民 所得 %
			厚生年金保険 （第1号）		厚生年金保険 （第2～4号）			
平成24年度	532,397 [515,432]	199,912	332,477	263,902 [246,937]	68,575	8	14.9	
25	528,436 [511,155]	206,546	321,886	256,672 [239,390]	65,214	5	14.2	
26	534,031 [517,209]	213,040	320,988	255,993 [239,171]	64,994	3	14.2	
27	545,504 [530,592]	221,751	323,751	258,123 [243,211]	65,628	2	13.9	
28	548,355 [537,175]	227,156	321,198	257,008 [245,827]	64,190	1	14.0	
29	554,108 [544,933]	232,642	321,465	258,091 [248,916]	63,374	0	13.8	
30	555,904 [548,051]	236,380	319,524	256,643 [248,790]	62,881	0	13.8	
令和元年度	556,262 [548,400]	239,742	316,519	254,965 [247,103]	61,554	0	13.8	
2	560,078 [552,033]	243,212	316,866	255,715 [247,670]	61,151	0	14.9	
3	560,674 [552,631]	244,997	315,677	254,996 [246,953]	60,681	0	14.2	
4	557,211 [549,023]	244,936	312,275	253,087 [244,899]	59,188	0	13.6	

- 注1. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、平成26年度以前は厚生年金保険の受給者の年金総額を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額を計上しており、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額を計上している。
2. 厚生年金保険（第2～4号）の受給者の年金総額は、平成26年度以前は共済年金の受給者の年金総額を計上している。平成27年度以降は、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団から支給される、厚生年金保険または共済年金の年金総額を計上している。
3. [] 内は、厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。
4. 厚生年金保険（第2～4号）の数値には、共済年金の職域加算部分を含む。
5. 国民所得は、令和4年度国民経済計算年次推計（内閣府経済社会総合研究所）による。

令和4年度末における受給者の平均年金月額をみると、老齢年金・25年以上では、厚生年金保険（第1号）（基礎年金額を含む）が14万5千円、国民年金が5万6千円、厚生年金保険（第2～4号）（基礎年金額を含まない）が13万1千円となっている。（表7）

表7 公的年金 受給者の平均年金月額（令和4年度末）

（単位：円）

	老 齢 給 付		障害年金	遺 族 給 付	
	老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険（第1号）計	144,982	63,538	101,456	81,540	22,964
厚生年金基金代行分除く	141,316	62,764	101,456	81,540	22,964
旧法厚生年金保険	126,055	31,482	96,780	85,343	23,075
厚生年金基金代行分除く	125,286	31,216	96,780	85,343	23,075
新法厚生年金保険	145,037	63,777	101,541	81,177	・
（再掲）基礎年金	55,522	49,292	48,365	1,011	・
厚生年金基金代行分除く	141,298	62,995	101,541	81,177	・
基礎あり	151,083	70,481	143,072	217,203	・
（再掲）基礎年金	59,669	55,491	80,939	129,286	・
旧法船員保険	240,827	28,318	174,382	139,438	22,656
旧共済組合	157,858	74,631	110,173	92,693	19,173
旧法	167,925	38,153	113,415	95,927	19,173
新法	154,008	75,531	108,246	91,383	・
（再掲）基礎年金	61,354	58,594	58,612	2	・
基礎あり	154,272	77,169	116,580	170,201	・
（再掲）基礎年金	61,779	60,937	68,706	83,467	・
国民年金計	56,428	19,495	71,499	84,352	・
旧法拋出制	40,455	19,059	72,842	35,961	・
新法基礎年金	56,545	19,594	71,480	88,333	・
（再掲）基礎のみ	53,850	18,947	71,680	87,916	・
（再掲）基礎のみ共済なし	52,178	18,906	71,709	87,040	・
福祉年金	33,208	・	・	・	・
厚生年金保険（第2～4号） （共済年金を含む）	130,522	16,364	82,588	107,004	23,825
（再掲）公務上を除く	130,522	16,364	82,483	110,650	23,825

注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。

2. 厚生年金保険（第1号）に係る平均年金月額には併給している基礎年金額（同一の年金種別）を含む。
3. 「（再掲）基礎年金」は直前行の平均年金月額のうち同一の年金種別の基礎年金の平均年金月額の再掲である。
4. 「基礎あり」は基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の平均年金月額である。
5. 新法基礎年金のうち、老齢基礎年金の受給資格期間を原則として25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。
6. 「基礎のみ」は同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を持たない基礎年金受給者の平均年金月額である。
7. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者の平均年金月額である。
8. 「障害年金」及び「遺族給付」には、公務上・職務上を含む。
9. 厚生年金保険（第2～4号）の平均年金月額には併給している基礎年金額を含まない。
10. 厚生年金保険（第2～4号）の平均年金月額には、共済年金の職域加算部分を含む。
11. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付でないため、新法分も便宜上旧法拋出制に計上している。

2. 厚生年金保険

この統計では基本的に、被用者年金一元化により新たに厚生年金保険の適用対象となった、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団の情報は含まない。

(1) 適用状況

① 事業所数

令和4年度末の厚生年金保険（第1号）の適用事業所数は268万8千か所で、前年度末に比べて9万か所の増加となっている。令和4年度末の適用事業所数は、制度発足以来最多となっている。

令和4年10月より、短時間労働者が被用者保険の適用対象となる企業の規模要件が従業員101人以上に拡大されたことから、令和4年度末現在の短時間労働者を使用する事業所数は9.1万か所となっており、前年度末に比べて5.1万か所（129.0%）増加している。（表8）

表8 厚生年金保険（第1号） 適用事業所数の推移

（年度末現在、単位：千か所）

年 度	事 業 所 数				
	総 数	(再掲) 強 制 適 用	(再掲) 任 意 包 括 適 用	(再掲) 船 舶 所 有 者 数	(再掲) 短 時 間 労 働 者
平成24年度	1,758	1,667	86	4.6	・
25	1,801	1,709	87	4.5	・
26	1,867	1,774	89	4.4	・
27	1,975	1,892	78	4.4	・
28	2,109	2,024	81	4.4	27
29	2,227	2,138	85	4.4	33
30	2,337	2,244	89	4.3	35
令和元年度	2,436	2,339	92	4.2	37
2	2,509	2,410	95	4.1	38
3	2,598	2,496	98	4.1	40
4	2,688	2,583	100	4.0	91

注. 事業所の総数には任意単独適用（令和4年度末は、453事業所）を含んでいる。

② 被保険者数

令和4年度末の厚生年金保険（第1号）の被保険者数は4,157万人で、前年度末に比べて92万人増加している。被保険者数の内訳をみると、男子が2,498万人、女子が1,659万人となっている。前年度末と比べると、男子が24万人、女子が69万人増加している。令和4年度末の被保険者数は、制度発足以来最多となっている。（表9、図3）

令和4年10月より、短時間労働者が被用者保険の適用対象となる企業の規模要件が従業員101人以上に拡大されたことから、令和4年度末現在の短時間労働者数は、82万人となっており、前年度末に比べて25万人（44.5%）増加している。男女別にみると、男子は20万人（対前年度末比6万人、40.1%増）、女子は62万人（対前年度末比20万人、45.9%増）となっている。（表9）

表9 厚生年金保険（第1号） 被保険者数の推移

（年度末現在、単位：千人）

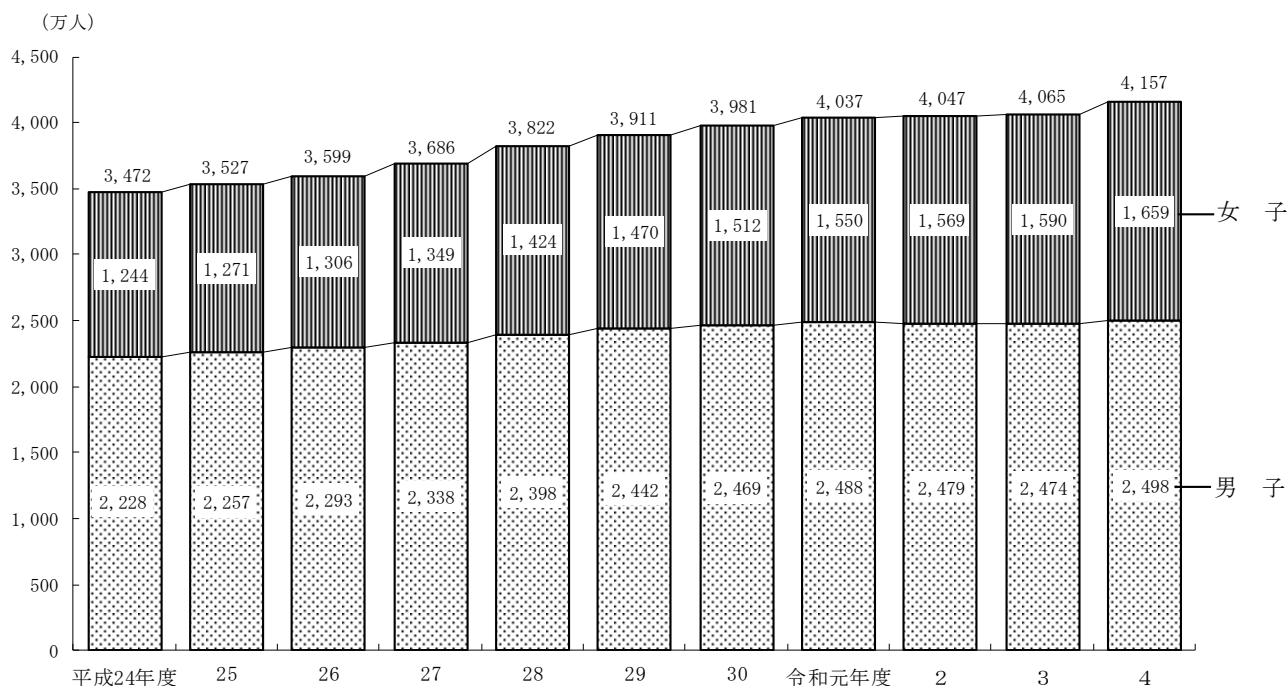
年 度	総 数	男 子				女 子	短時間労働者	短時間労働者		育児休業等 保険料免除者
		一般男子	坑内員	船員	男 子			女 子		
平成24年度	34,717	22,279	22,226	0.6	53	12,439	・	・	・	214
25	35,273	22,566	22,513	0.6	52	12,707	・	・	・	234
26	35,985	22,929	22,876	0.6	52	13,057	・	・	・	301
27	36,864	23,376	23,323	0.6	52	13,488	・	・	・	332
28	38,218	23,980	23,927	0.6	52	14,238	291	86	204	355
29	39,112	24,417	24,364	0.6	52	14,695	383	112	271	385
30	39,806	24,689	24,637	0.5	52	15,117	435	124	311	410
令和元年度	40,374	24,877	24,825	0.5	52	15,498	472	129	343	431
2	40,472	24,787	24,735	0.5	51	15,685	530	138	392	452
3	40,645	24,744	24,693	0.4	50	15,901	569	145	424	469
4	41,569	24,983	24,932	0.4	50	16,587	822	203	620	489

注1. 厚生年金保険（第1号）の被保険者は、平成26年度以前は厚生年金保険の被保険者、平成27年度以降は第1号厚生年金被保険者を計上している。

注2. 短時間労働者の男子には坑内員を含む。

注3. 育児休業等保険料免除者には、平成26年度から産前産後休業期間の保険料免除者を含む。

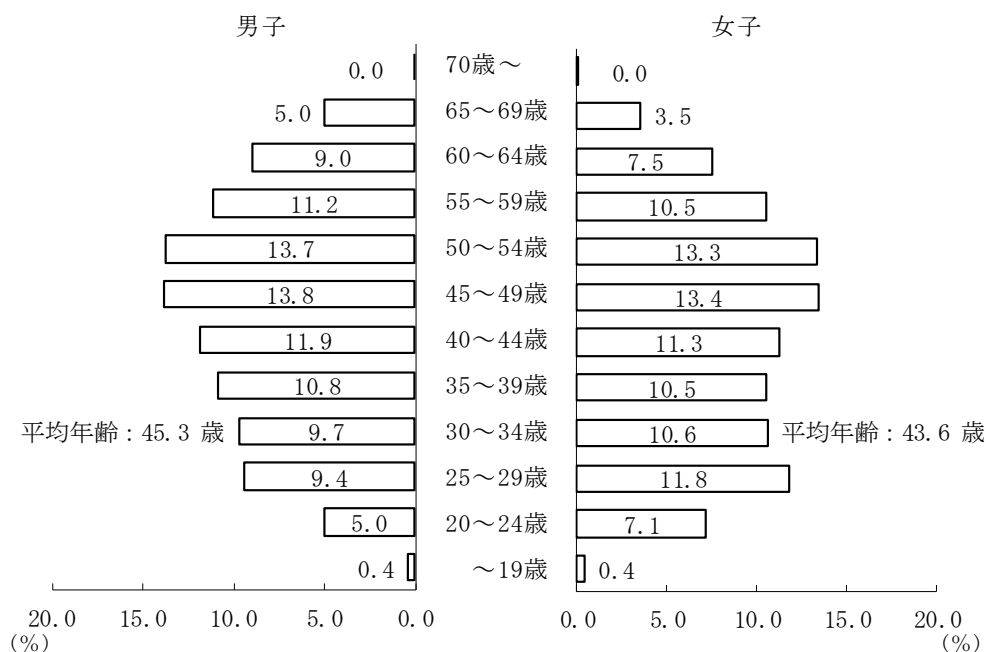
図3 厚生年金保険（第1号） 被保険者数の推移（年度末現在）



③ 年齢構成

令和4年度末における被保険者の年齢構成は、男女共に45～49歳の割合が最も高くなっている。平均年齢は、男子は45.3歳、女子は43.6歳となっている。（図4）

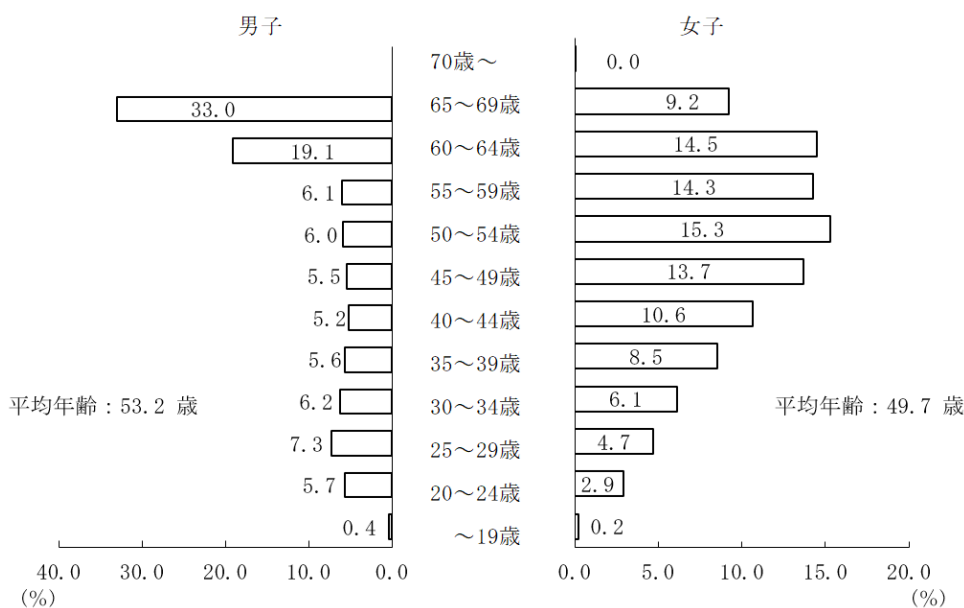
図4 厚生年金保険（第1号） 被保険者の年齢構成（令和4年度末）



注. 男子には船員及び坑内員を含む。

令和4年度末における短時間労働者の年齢構成は、男子は60～64歳、65～69歳の割合が他の年齢階級と比較して高くなっており、女子は50～54歳の割合が最も高くなっている。平均年齢は、男子は53.2歳、女子は49.7歳となっている。（図5）

図5 厚生年金保険（第1号） 短時間労働者の年齢構成（令和4年度末）



注. 男子には坑内員を含む。

④ 標準報酬月額及び標準賞与額

標準報酬月額の平均は、令和4年度末現在で32万1千円(男子は36万5千円、女子は25万5千円)であり、前年度末に比べて0.7%増加している。令和4年度の年度平均についても、31万9千円(男子は36万3千円、女子は25万4千円)と、前年度に比べて1.2%増加している。

短時間労働者の標準報酬月額の平均は、令和4年度末現在で14万7千円(男子は15万9千円、女子は14万3千円)であり、前年度末に比べて1.3%減少している。令和4年度の年度平均については、14万8千円(男子は16万円、女子は14万4千円)と、前年度に比べて0.2%増加している。

標準賞与額の1回当たりの平均は、令和4年度で44万1千円(男子は52万2千円、女子は31万1千円)であり、前年度に比べて1.8%増加している。

短時間労働者の標準賞与額の1回当たりの平均は、令和4年度で9万4千円(男子は11万9千円、女子は8万6千円)であり、前年度に比べて4.2%減少している。

一人当たり標準報酬額(総報酬ベース・年額)は、令和4年度で454万3千円(男子は520万9千円、女子は352万6千円)であり、前年度に比べて1.4%増加している。

短時間労働者の一人当たり標準報酬額(総報酬ベース・年額)は、令和4年度で188万4千円(男子は205万1千円、女子は182万8千円)であり、前年度に比べて0.4%減少している。(表10)

表10 厚生年金保険(第1号)の標準報酬月額等の推移

		標準報酬月額の平均 (年度末現在)						標準報酬月額の平均 (年度平均)					
					(再掲)短時間労働者						(再掲)短時間労働者		
		総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子
実数 (円)	平成30年度	312,678	354,960	243,623	144,795	158,108	139,489	310,870	352,914	241,940	142,997	156,273	137,618
	令和元年度	314,798	357,226	246,693	146,999	160,307	141,984	312,996	355,229	244,951	146,026	159,335	140,866
	2	313,099	355,232	246,518	145,843	158,111	141,537	312,838	354,921	246,025	146,131	158,834	141,572
	3	318,593	361,563	251,727	148,938	160,714	144,923	315,728	358,232	249,290	147,527	159,516	143,373
	4	320,919	364,623	255,093	146,972	158,942	143,055	319,409	362,608	253,504	147,792	159,802	143,783
伸び率 (%)	平成30年度	0.9	0.9	1.4	3.9	3.9	4.1	0.8	0.8	1.4	5.5	5.1	5.8
	令和元年度	0.7	0.6	1.3	1.5	1.4	1.8	0.7	0.7	1.2	2.1	2.0	2.4
	2	△ 0.5	△ 0.6	△ 0.1	△ 0.8	△ 1.4	△ 0.3	△ 0.1	△ 0.1	0.4	0.1	△ 0.3	0.5
	3	1.8	1.8	2.1	2.1	1.6	2.4	0.9	0.9	1.3	1.0	0.4	1.3
	4	0.7	0.8	1.3	△ 1.3	△ 1.1	△ 1.3	1.2	1.2	1.7	0.2	0.2	0.3

		標準賞与額1回当たりの平均						一人当たり標準報酬額 (総報酬ベース・年額)					
					(再掲)短時間労働者						(再掲)短時間労働者		
		総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子
実数 (円)	平成30年度	449,984	526,014	313,112	75,952	118,279	57,830	4,424,329	5,074,502	3,358,393	1,776,090	1,972,622	1,696,461
	令和元年度	451,404	527,450	316,599	79,504	120,379	62,719	4,450,343	5,103,451	3,398,066	1,813,728	2,008,934	1,738,059
	2	426,508	504,414	295,861	87,327	114,637	78,030	4,424,204	5,068,255	3,401,652	1,857,558	2,037,255	1,793,057
	3	433,313	512,048	304,082	98,223	123,477	89,877	4,479,701	5,130,762	3,462,009	1,890,496	2,060,017	1,831,760
	4	441,282	522,068	311,001	94,130	118,699	86,396	4,542,589	5,209,225	3,525,550	1,883,723	2,050,585	1,828,028
伸び率 (%)	平成30年度	1.2	1.4	1.4	0.9	0.9	1.4	5.5	4.7	6.1
	令和元年度	0.3	0.3	1.1	4.7	1.8	8.5	0.6	0.6	1.2	2.1	1.8	2.5
	2	△ 5.5	△ 4.4	△ 6.6	9.8	△ 4.8	24.4	△ 0.6	△ 0.7	0.1	2.4	1.4	3.2
	3	1.6	1.5	2.8	12.5	7.7	15.2	1.3	1.2	1.8	1.8	1.1	2.2
	4	1.8	2.0	2.3	△ 4.2	△ 3.9	△ 3.9	1.4	1.5	1.8	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.2

注1. 男子には船員・坑内員を含む。

2. 短時間労働者の男子には坑内員を含む。

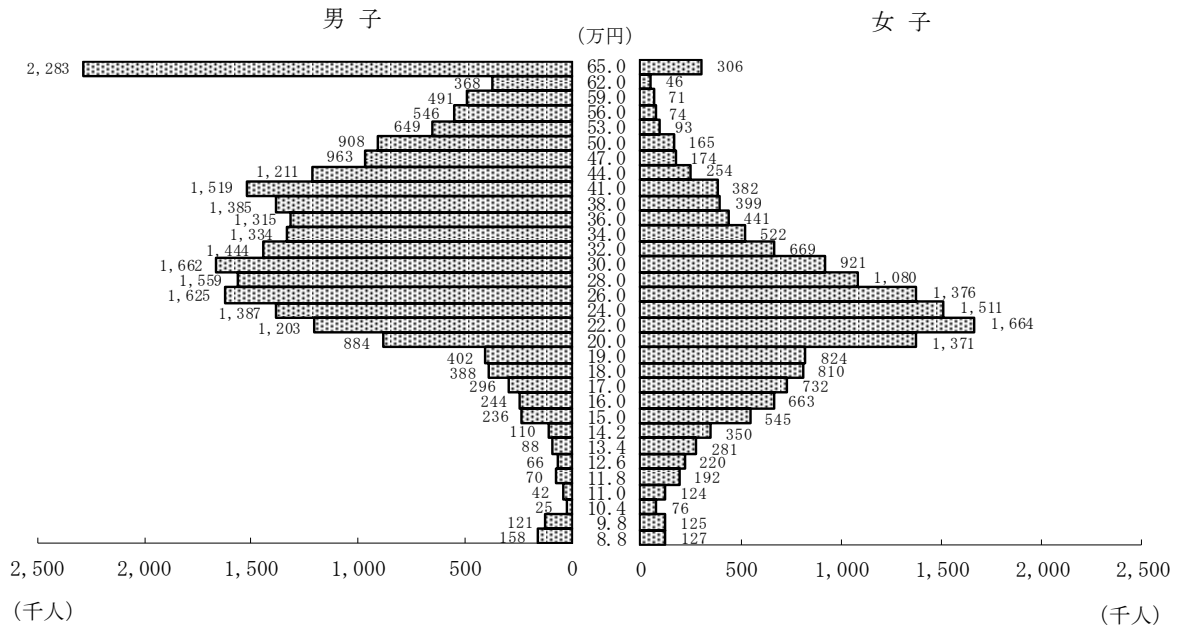
3. 標準報酬月額の平均(年度平均)は、標準報酬月額年度累計を、各年4月から翌年3月までの各月末における被保険者数の合計で割ったものである。

4. 標準賞与額1回当たりの平均は、標準賞与額年度累計を、賞与支給延被保険者数で割ったものである。

5. 一人当たり標準報酬額は、標準報酬月額年度累計と標準賞与額年度累計の合計を、各年4月から翌年3月までの平均被保険者数で割ったものである。

令和4年度末における標準報酬月額別被保険者数は、男子では上限の第32級（65万円）が228万人と最も多くなっている一方、女子は第15級（22万円）が166万人と最も多くなっている。（図6）

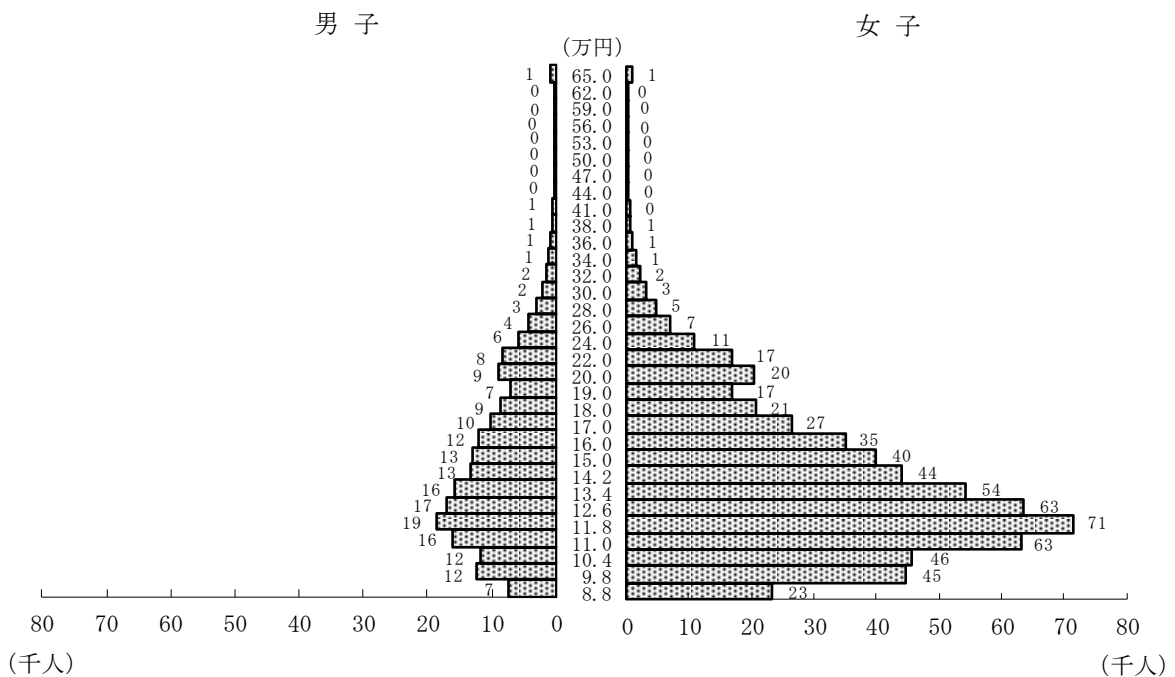
図6 厚生年金保険（第1号） 標準報酬月額別被保険者数（令和4年度末）



注. 男子には船員及び坑内員を含む。

令和4年度末における標準報酬月額別短時間労働者数は、男子では第5級（11.8万円）が1万9千人と最も多くなっており、女子も第5級（11.8万円）が7万1千人と最も多くなっている。（図7）

図7 厚生年金保険（第1号） 標準報酬月額別短時間労働者数（令和4年度末）



注. 男子には坑内員を含む。

(2) 受給（権）者数

① 受給者数

令和4年度末における厚生年金保険（第1号）の受給者数は3,598万人で、内訳は旧法厚生年金保険が56万人、旧法船員保険が1万人、新法厚生年金保険が3,513万人、旧共済組合が28万人となっている。

受給者数の内訳を年金種別別にみると、老齢年金が1,564万人（全受給者数の43.5%）、通算老齢年金・25年未満が1,406万人（同39.1%）、障害年金が50万人（同1.4%）、遺族年金が576万人（同16.0%）、通算遺族年金が1万人（同0.0%）となっている。

また、令和4年度末において、老齢基礎年金を併せて受給する老齢厚生年金の受給者数は、老齢年金が1,458万人、通算老齢年金・25年未満が1,279万人となっている。障害基礎年金を併せて受給する障害厚生年金の受給者数は33万人であり、遺族基礎年金を併せて受給する遺族厚生年金の受給者数は7万人となっている。（表11）

表11 厚生年金保険（第1号） 受給者数（令和4年度末）

	合 計		旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合	
	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%
老 齢 年 金	15,639	43.5	171	0.5	4	0.0	15,304 (14,467)	42.5	161 (116)	0.4
通算老齢年金・25年未満	14,065	39.1	122	0.3	0	0.0	13,887 (12,738)	38.6	55 (52)	0.2
障 害 年 金	503	1.4	25	0.1	1	0.0	475 (324)	1.3	2 (1)	0.0
遺 族 年 金	5,761	16.0	225	0.6	8	0.0	5,469 (70)	15.2	58 (0)	0.2
通 算 遺 族 年 金	13	0.0	13	0.0	0	0.0	・	・	0	0.0
合 計	35,981	100.0	557	1.5	13	0.0	35,135 (27,599)	97.6	276 (168)	0.8

注1. 厚生年金保険（第1号）の受給者は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。

2. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧JR共済、旧NTT共済、旧JT共済又は旧農林共済の受給権が発生していた受給者を計上している。

3. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。

4. ()内は基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の数である。

5. 割合は、厚生年金保険（第1号）の全受給者数に対するものである。

令和4年度末における厚生年金保険（第1号）の受給者数を、年金種別別に前年度末と比較すると、老齢年金、通算老齢年金・25年未満、障害年金が2万人、遺族給付が4万人の増加となっている。（表12、図8）

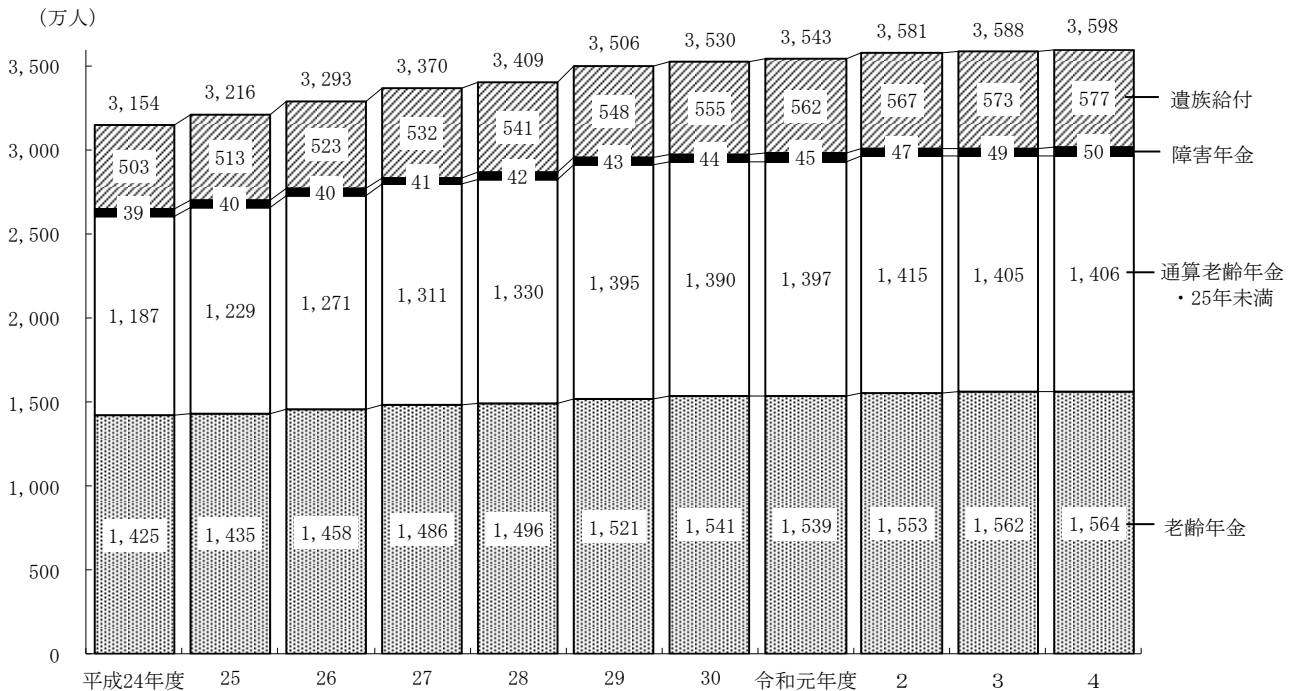
表12 厚生年金保険（第1号） 受給者数の推移

（年度末現在、単位：千人）

年度	合計	年金種別別			
		老齢年金	通算老齢年金・25年未満	障害年金	遺族給付
平成24年度	31,535	14,246	11,869	390	5,030
25	32,164	14,347	12,286	397	5,134
26	32,932	14,581	12,715	404	5,232
27	33,703	14,859	13,110	410	5,323
28	34,094	14,964	13,302	419	5,409
29	35,060	15,207	13,948	427	5,478
30	35,296	15,409	13,896	438	5,554
令和元年度	35,432	15,390	13,972	452	5,618
2	35,815	15,530	14,147	468	5,670
3	35,878	15,615	14,047	486	5,730
4	35,981	15,639	14,065	503	5,774

- 注1. 厚生年金保険（第1号）の受給者は、平成26年度以前は厚生年金保険の受給者を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。
2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. 遺族給付とは、遺族年金と通算遺族年金のことである。

図8 厚生年金保険（第1号） 受給者数の推移（年度末現在）



令和4年度末における厚生年金保険（第1号）の老齢給付受給者数を前年度末と比較すると、旧法厚生年金保険の老齢年金が4万人、旧法厚生年金保険の通算老齢年金が4万人、旧法船員保険の老齢年金が1千人、旧法船員保険の通算老齢年金が2百人、旧共済組合の退職年金が2万人、旧共済組合の通算退職年金・25年未満が4千人の減少となっている一方、新法厚生年金保険の老齢厚生年金の老齢相当が9万人、新法厚生年金保険の老齢厚生年金の通老相当・25年未満が6万人の増加となっている。（表13）

表13 厚生年金保険（第1号） 老齢給付受給者数の推移

（年度末現在、単位：千人）

年度	合計		旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合	
	老齢年金	通算老齢年金 ・25年未満	老齢年金	通算老齢年金	老齢年金	通算老齢年金	老齢相当	通老相当 ・25年未満	退職年金	通算退職年金 ・25年未満
平成24年度	14,246	11,869	876	712	20	4	13,000	11,060	350	92
25	14,347	12,286	776	633	18	3	13,223	11,561	330	89
26	14,581	12,715	683	558	16	3	13,573	12,068	309	86
27	14,859	13,110	596	483	14	2	13,960	12,543	290	82
28	14,964	13,302	516	412	12	2	14,166	12,809	270	79
29	15,207	13,948	442	350	10	2	14,504	13,521	251	75
30	15,409	13,896	374	292	8	1	14,794	13,532	232	71
令和元年度	15,390	13,972	315	241	7	1	14,854	13,664	214	67
2	15,530	14,147	263	197	6	1	15,064	13,886	196	63
3	15,615	14,047	216	158	5	1	15,216	13,829	179	59
4	15,639	14,065	171	122	4	0	15,304	13,887	161	55

注1. 厚生年金保険（第1号）の受給者は、平成26年度以前は厚生年金保険の受給者を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた受給者を計上している。

2. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧JR共済、旧NTT共済、旧JT共済又は旧農林共済の受給権が発生していた受給者を計上している。

3. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。

② 受給権者数

令和4年度末における厚生年金保険（第1号）の受給権者数は3,749万人で、その内訳を年金種別にみると、老齢年金が1,600万人、通算老齢年金・25年未満が1,466万人、障害年金が69万人、遺族給付が614万人となっている。（表14）

表14 厚生年金保険（第1号） 受給権者数の推移

（年度末現在、単位：千人）

年度	合計	受給権者数			
		老齢年金	通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族給付
平成24年度	34,053	15,233	12,862	564	5,393
25	34,555	15,230	13,258	573	5,493
26	35,258	15,422	13,662	584	5,590
27	35,999	15,684	14,042	594	5,678
28	36,257	15,688	14,202	605	5,762
29	37,179	15,900	14,832	616	5,832
30	37,347	16,087	14,723	629	5,907
令和元年度	37,355	15,987	14,754	643	5,970
2	37,684	16,100	14,901	659	6,024
3	37,685	16,180	14,740	677	6,087
4	37,488	15,997	14,660	695	6,137

注1. 厚生年金保険（第1号）の受給権者は、平成26年度以前は厚生年金保険の受給権者を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険受給権者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給権者及び短期要件分の遺族厚生年金受給権者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。

2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。

3. 遺族給付とは、遺族年金と通算遺族年金のことである。

③ 在職者にかかる老齢給付の状況

令和4年度末現在の在職者の老齢給付の受給権者数は、401万人となっており、前年度末に比べて3千人（0.1%）増加している。そのうち、65歳以上の新法老齢厚生年金受給権者数は307万9千人となっており、前年度末に比べて21万2千人（7.4%）増加している。

令和4年度末現在の在職者の老齢給付の受給者数は、390万人となっており、前年度末に比べて23万6千人（6.4%）増加している。そのうち、65歳以上の新法老齢厚生年金受給者数は306万8千人となっており、前年度末に比べて21万6千人（7.6%）増加している。（表15）

表15 厚生年金保険（第1号） 在職者にかかる老齢給付状況の推移

（年度末現在、単位：万人）

	受給権者数			受給者数		
	総数	男子	女子	総数	男子	女子
平成30年度	400.3 (248.1)	263.6 (174.4)	136.6 (73.7)	357.5 (246.7)	235.0 (173.8)	122.5 (72.9)
令和元年度	393.1 (266.1)	250.5 (186.4)	142.6 (79.6)	357.3 (264.6)	229.2 (185.8)	128.1 (78.8)
2	400.5 (277.4)	250.7 (193.3)	149.8 (84.1)	366.4 (276.0)	231.8 (192.7)	134.5 (83.3)
3	400.7 (286.7)	258.3 (198.4)	142.4 (88.4)	366.4 (285.3)	237.2 (197.7)	129.1 (87.6)
4	401.0 (307.9)	248.0 (210.4)	153.0 (97.5)	390.0 (306.8)	242.9 (210.0)	147.1 (96.9)

注1. 老齢給付(老齢年金及び通算老齢年金・25年未満)の受給権者及び受給者を計上している。

2. 在職者とは、① 厚生年金保険の被保険者
② 適用事業所に使用される70歳以上の者
③ 国会議員もしくは地方公共団体の議会の議員

である老齢給付の受給権者及び受給者である。

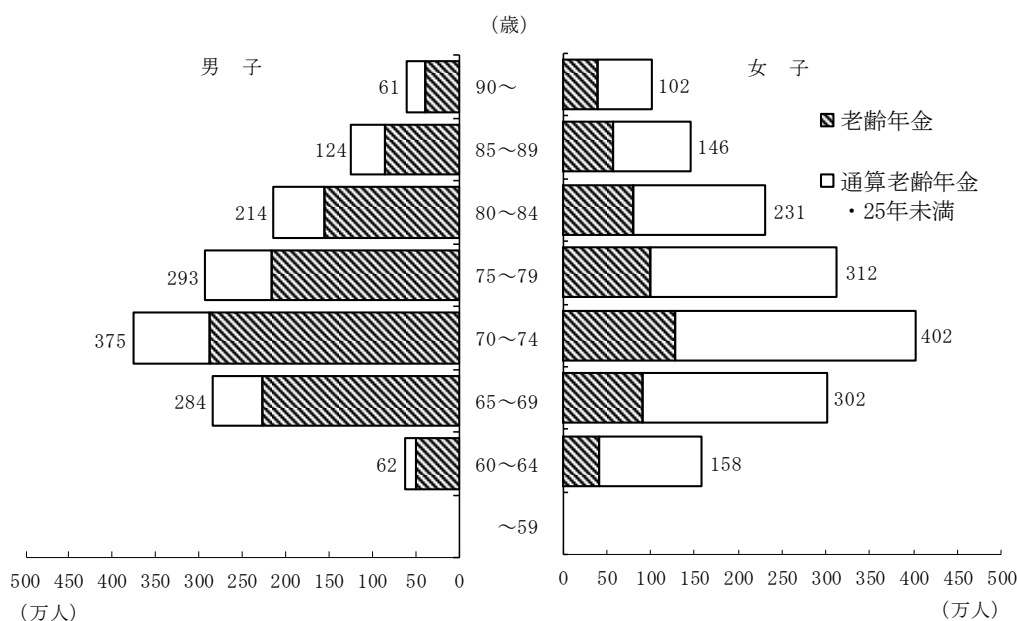
また、本表においては在職者に係る数値を計上しており、在職老齢年金制度による支給停止の対象とならない者を含む。

3. () 内の数値は、在職者に係る65歳以上の新法老齢厚生年金受給権者数及び受給者数(旧共済組合を除く)である。

④ 老齢給付の年齢階級別受給権者数

令和4年度末における厚生年金保険（第1号）の老齢給付の受給権者3,066万人の年齢階級別分布は、男女共に70～74歳が最も多い（男子は375万人、女子は402万人）。（図9）

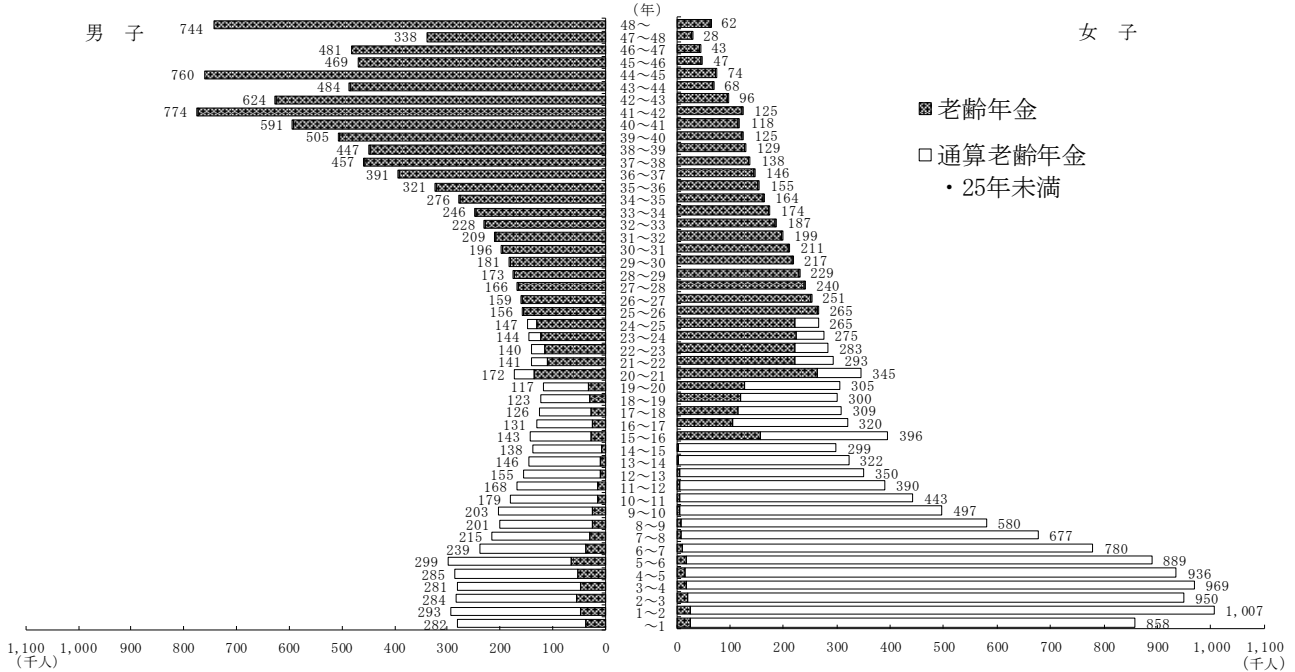
図9 厚生年金保険（第1号） 老齢給付の年齢階級別受給権者数（令和4年度末）



⑤ 老齢給付の被保険者期間別受給権者数

令和4年度末における厚生年金保険（第1号）の被保険者期間別老齢給付受給権者数は、男子では41年以上42年未満が最も多く（77万人）、女子では1年以上2年未満が最も多く（101万人）なっている。（図10）

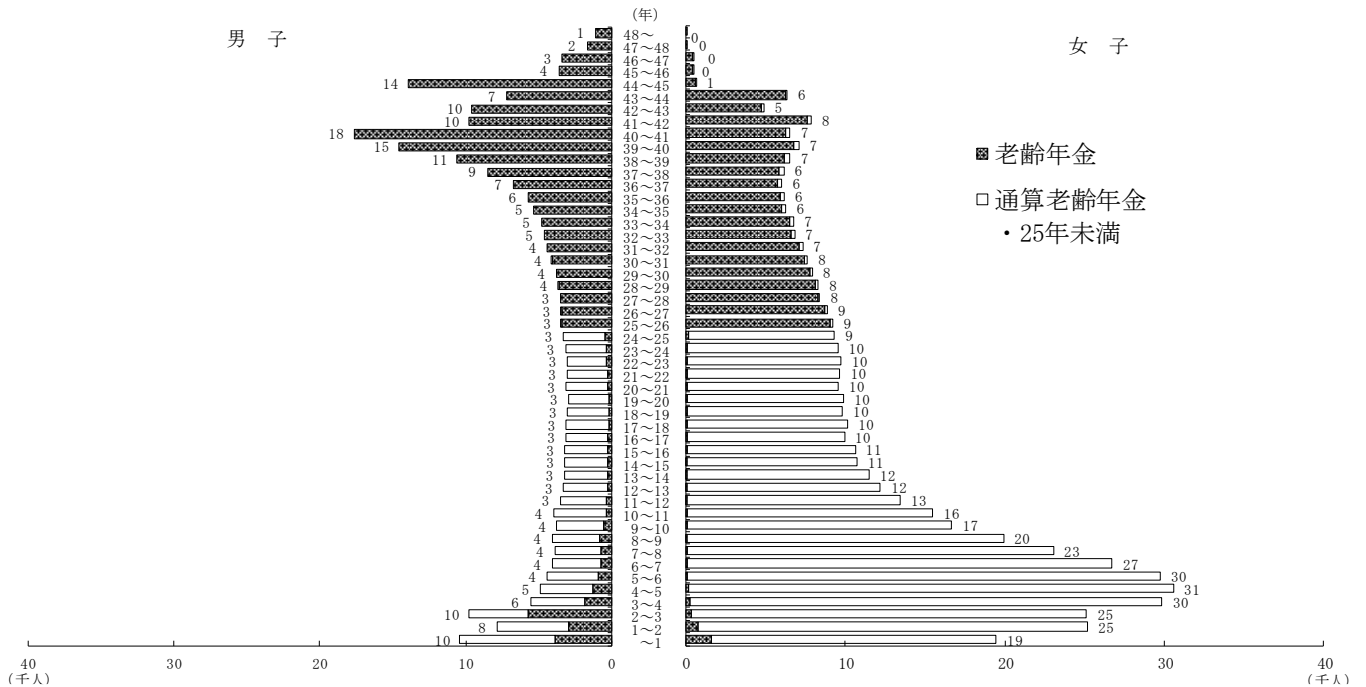
図10 厚生年金保険（第1号） 老齢給付の被保険者期間別受給権者数（令和4年度末）



注1. 老齢年金には、被保険者期間が15年未満の者が存在しているが、これは、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて老齢年金に該当した者等もいるためである。
 2. 被保険者期間には、年金分割によるみなし被保険者期間を含んでいる。

令和4年度に新規裁定された厚生年金保険（第1号）の被保険者期間別老齢給付受給権者数は、次の通りである。（図11）

図11 厚生年金保険（第1号） 老齢給付の被保険者期間別受給権者数（令和4年度新規裁定）



注1. 老齢年金には、被保険者期間が15年未満の者が存在しているが、これは、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて老齢年金に該当した者等もいるためである。
 2. 被保険者期間には、年金分割によるみなし被保険者期間を含んでいる。

⑥ 老齢厚生年金の繰上げ・繰下げ受給の状況

老齢厚生年金受給権者のうち、特別支給の老齢厚生年金の受給権者を含まない受給権者の繰上げ・繰下げ受給状況をみると、繰下げ率は令和4年度末現在で1.3%となっている一方で、繰上げ率は0.7%となっている。(表16)

表16 厚生年金保険(第1号)
(老齢厚生年金) 受給権者の繰上げ・繰下げ受給状況の推移

(年度末現在、単位：人、%)

	総数	繰上げ		本来		繰下げ	
		人数	受給率	人数	受給率	人数	受給率
平成30年度	26,047,628	77,560	0.3	25,779,911	99.0	190,157	0.7
令和元年度	26,689,859	102,497	0.4	26,365,725	98.8	221,637	0.8
2	27,272,504	128,171	0.5	26,876,735	98.5	267,598	1.0
3	27,722,776	155,968	0.6	27,244,571	98.3	322,237	1.2
4	28,045,102	206,757	0.7	27,463,864	97.9	374,481	1.3

注1. 老齢厚生年金受給権者総数には、特別支給の老齢厚生年金の受給権者を含めていない。これは、特別支給の老齢厚生年金は繰下げできないためである。
注2. 老齢厚生年金の繰上げ制度は報酬比例部分の支給開始年齢引上げに伴い導入されている。

年度末時点で70歳の老齢厚生年金受給権者の繰上げ・繰下げ受給状況をみると、繰下げ率は上昇傾向にあり、令和4年度末現在で2.1%となっている。(表17)

表17 厚生年金保険(第1号)
(老齢厚生年金) 70歳の繰上げ・繰下げ受給状況の推移

(年度末現在、単位：人、%)

	総数	繰上げ		本来		繰下げ	
		人数	受給率	人数	受給率	人数	受給率
平成30年度	1,767,764	・	・	1,745,969	98.8	21,790	1.2
令和元年度	1,739,862	・	・	1,714,546	98.5	25,314	1.5
2	1,583,026	・	・	1,557,326	98.4	25,698	1.6
3	1,459,914	・	・	1,431,363	98.0	28,548	2.0
4	1,380,129	・	・	1,350,789	97.9	29,339	2.1

注1. 繰上げ下げ状況が不詳の者がいるため、繰上げ、本来、繰下げの和は総数と一致しないことがある。
注2. 令和2年年金制度改正法により、令和4年4月以降、繰下げ年齢の上限が70歳から75歳(65歳に達した日後に受給権を取得した者は繰下げの上限が5年から10年)に引き上げられたが、上表は、年度末時点で70歳の老齢厚生年金受給権者の繰上げ・繰下げ状況を示している。
注3. 老齢厚生年金の繰上げ制度は報酬比例部分の支給開始年齢引上げに伴い導入されており、表中の年度末時点において70歳の者については、老齢厚生年金の繰上げ制度の対象となっていない。

(3) 年金額

① 年金総額

令和4年度末における厚生年金保険（第1号）の受給者の年金総額は25兆3,087億円で、その内訳を年金種別別にみると、老齢年金が16兆9,272億円で年金総額の66.9%を占めており、通算老齢年金・25年未満が2兆4,718億円（年金総額の9.8%）、障害年金が3,358億円（同1.3%）、遺族年金が5兆5,703億円（同22.0%）、通算遺族年金が37億円（同0.0%）となっている。（表18）

表18 厚生年金保険（第1号） 受給者年金総額（令和4年度末）

	合 計		旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合	
	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%
老 齢 年 金	169,272	66.9	2,587	1.0	102	0.0	164,392	65.0	2,190	0.9
通算老齢年金・25年未満	24,718	9.8	461	0.2	1	0.0	24,140	9.5	115	0.0
障 害 年 金	3,358	1.3	294	0.1	17	0.0	3,029	1.2	19	0.0
遺 族 年 金	55,703	22.0	2,309	0.9	140	0.1	52,612	20.8	642	0.3
通 算 遺 族 年 金	37	0.0	35	0.0	1	0.0	・	・	1	0.0
合 計	253,087	100.0	5,686	2.2	261	0.1	244,173	96.5	2,967	1.2

- 注1. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額を計上している。
2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧JR共済、旧NTT共済、旧JT共済又は旧農林共済の受給権が発生していた受給者の当該年金の年金総額を計上している。
4. 割合は、厚生年金保険（第1号）の受給者の年金総額全体に対するものである。

令和4年度末における厚生年金保険（第1号）の受給者の年金総額を、年金種別別に前年度末と比較すると、老齢年金が1,832億円、通算老齢年金・25年未満が19億円、遺族給付が115億円の減少となっている一方、障害年金が58億円の増加となっている。（表19、図12）

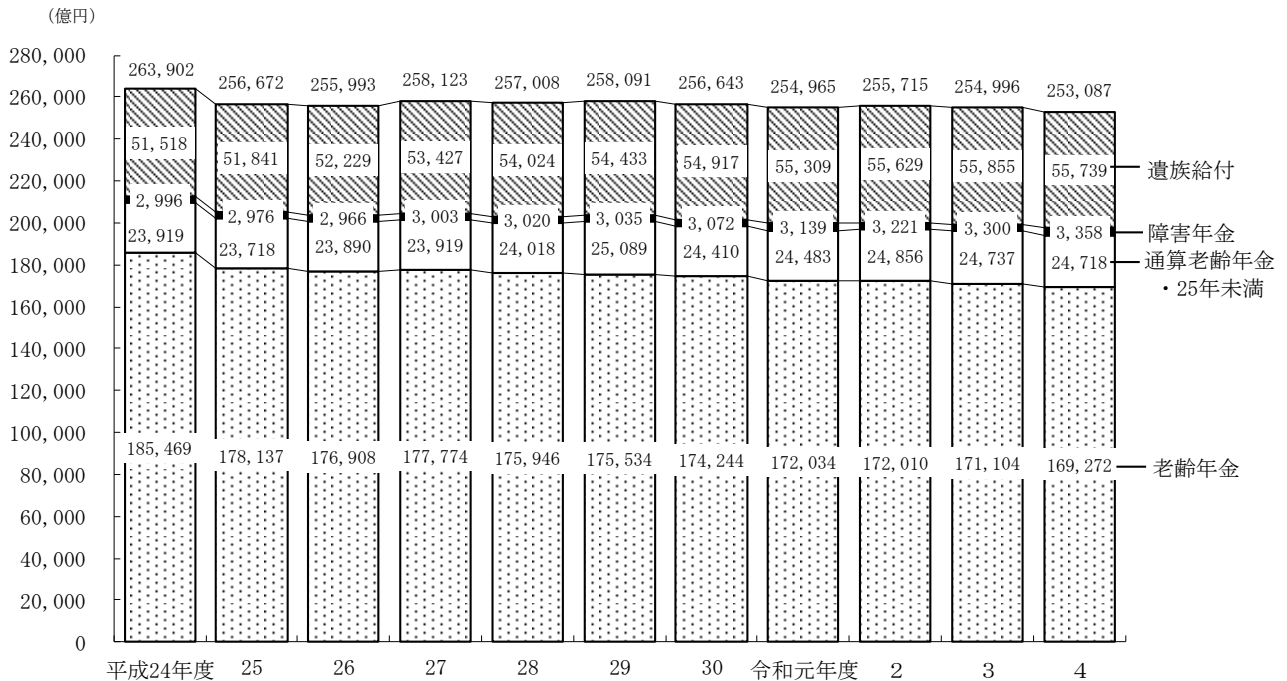
表19 厚生年金保険（第1号） 受給者年金総額の推移

（年度末現在、単位：億円）

年度	合計		老齢年金		通算老齢年金 ・25年未満		障害年金	遺族給付
平成24年度	263,902	(246,937)	185,469	(169,656)	23,919	(22,768)	2,996	51,518
25	256,672	(239,390)	178,137	(162,062)	23,718	(22,511)	2,976	51,841
26	255,993	(239,171)	176,908	(161,320)	23,890	(22,656)	2,966	52,229
27	258,123	(243,211)	177,774	(164,093)	23,919	(22,688)	3,003	53,427
28	257,008	(245,827)	175,946	(165,869)	24,018	(22,914)	3,020	54,024
29	258,091	(248,916)	175,534	(167,485)	25,089	(23,964)	3,035	54,433
30	256,643	(248,790)	174,244	(167,493)	24,410	(23,308)	3,072	54,917
令和元年度	254,965	(247,103)	172,034	(165,326)	24,483	(23,330)	3,139	55,309
2	255,715	(247,670)	172,010	(165,192)	24,856	(23,629)	3,221	55,629
3	254,996	(246,953)	171,104	(164,313)	24,737	(23,485)	3,300	55,855
4	253,087	(244,899)	169,272	(162,391)	24,718	(23,411)	3,358	55,739

- 注1. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、平成26年度以前は厚生年金保険の受給者の年金総額を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額を計上しており、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額を計上している。
2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. () 内は、厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。
4. 遺族給付とは、遺族年金と通算遺族年金のことである。

図12 厚生年金保険（第1号） 受給者年金総額の推移（年度末現在）



令和4年度末における厚生年金保険（第1号）の老齢給付の受給者年金総額について、前年度末と比較すると、旧法厚生年金保険の老齢年金が743億円、旧法厚生年金保険の通算老齢年金が136億円、旧法船員保険の老齢年金が33億円、旧法船員保険の通算老齢年金が1億円、新法厚生年金保険の老齢相当が723億円、旧共済組合の退職年金が334億円、通算退職年金・25年未満が13億円の減少となっている一方、新法厚生年金保険の通老相当・25年未満が130億円の増加となっている。（表20）

表20 厚生年金保険（第1号） 老齢給付の受給者年金総額の推移

（年度末現在、単位：億円）

年度	合計		旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合	
	老齢年金	通算老齢年金 ・25年未満	老齢年金	通算 老齢年金	老齢年金	通算 老齢年金	老齢相当	通老相当 ・25年未満	退職年金	通算退職年金 ・25年未満
平成24年度	185,469 (169,656)	23,919 (22,768)	15,487 (15,257)	2,759 (2,712)	581	13	163,189 (147,606)	20,905 (19,800)	6,212	242
25	178,137 (162,062)	23,718 (22,511)	13,434 (13,233)	2,414 (2,372)	508	11	158,499 (142,625)	21,066 (19,901)	5,696	227
26	176,908 (161,320)	23,890 (22,656)	11,601 (11,438)	2,098 (2,062)	447	10	159,643 (144,217)	21,570 (20,371)	5,217	213
27	177,774 (164,093)	23,919 (22,688)	10,083 (9,964)	1,828 (1,801)	393	8	162,631 (149,070)	21,882 (20,677)	4,666	202
28	175,946 (165,869)	24,018 (22,914)	8,603 (8,527)	1,557 (1,540)	340	7	162,737 (152,736)	22,265 (21,178)	4,266	189
29	175,534 (167,485)	25,089 (23,964)	7,256 (7,205)	1,317 (1,305)	292	6	164,106 (156,108)	23,591 (22,477)	3,880	176
30	174,244 (167,493)	24,410 (23,308)	6,050 (6,013)	1,097 (1,088)	243	4	164,443 (157,728)	23,146 (22,052)	3,508	163
令和元年度	172,034 (165,326)	24,483 (23,330)	5,024 (4,994)	907 (900)	203	3	163,646 (156,967)	23,422 (22,275)	3,161	151
2	172,010 (165,192)	24,856 (23,629)	4,136 (4,111)	742 (736)	167	3	164,862 (158,069)	23,971 (22,750)	2,845	140
3	171,104 (164,313)	24,737 (23,485)	3,330 (3,310)	597 (592)	135	2	165,115 (158,344)	24,010 (22,763)	2,524	128
4	169,272 (162,391)	24,718 (23,411)	2,587 (2,572)	461 (457)	102	1	164,392 (157,527)	24,140 (22,836)	2,190	115

- 注1. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、平成26年度以前は厚生年金保険の受給者の年金総額を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額を計上しており、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額を計上している。
2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧NTT共済、旧JT共済又は旧農林共済の受給権が発生していた受給者の当該年度の年金総額を計上している。
4. () 内は、厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。

② 平均年金月額

令和4年度末現在における厚生年金保険（第1号）の老齢給付の受給者の平均年金月額は、併給する老齢基礎年金の額を含めて、老齢年金が14万5千円、通算老齢年金・25年未満が6万4千円となっている。（表21）

表21 厚生年金保険（第1号） 受給者平均年金月額の推移

（年度末現在、単位：円）

	老齢年金	（再掲）		通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族年金
		基礎または 定額あり	基礎及び 定額なし			
平成30年度	145,865	153,049	69,095	60,687	102,855	83,704
令和元年度	146,162	152,109	66,574	61,509	102,711	83,285
2	146,145	151,543	66,934	62,116	102,477	82,947
3	145,665	150,548	68,618	63,308	102,368	82,371
4	144,982	149,216	69,612	63,538	101,456	81,540

- 注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
2. 「基礎または定額あり」とは、老齢基礎年金または特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給している者をいい、「基礎及び定額なし」とは、新法のうち、上記以外（老齢基礎年金及び特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給していない者）をいう。
3. 平均年金月額には基礎年金月額を含む。

男子については、特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢の段階的引き上げが平成25年度に完了し、64歳までは原則として報酬比例部分のみの年金となっているため、老齢年金受給権者の平均年金月額の水準は、64歳までと65歳以上で大きな違いが見られる。

一方で、報酬比例部分については、支給開始年齢が平成25年度に61歳、平成28年度に62歳、令和元年度に63歳、令和4年度に64歳に引き上げられた。そのため、平成30年度の60・61歳と令和元年度から令和3年度の60～62歳、令和4年度の60～63歳では、繰上げを選択した者及び坑内員・船員のみとなっていることから、老齢年金受給権者数が少なくなっている。

また、坑内員・船員に関する特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢が平成30年度に61歳、令和3年度に62歳に引き上げられたため、平成30年度から令和2年度の60歳、令和3年度から令和4年度の60・61歳では、繰上げを選択した者のみとなっていることから、更に老齢年金受給権者数が少なくなっている。その結果として、平成30年度における61歳、令和元年度から令和2年度における61・62歳、令和3年度における62歳、令和4年度における62・63歳において、年金額が比較的高い坑内員や船員の受給権者の割合が高くなっていることにより、平均年金月額が高くなっている。（表22）

表22 厚生年金保険（第1号） 老齢年金受給権者状況の推移（男子）

（年度末現在）

	受給権者数（万人）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成30年度	0.4	1.0	32.3	42.7	43.5	961.7
令和元年度	0.5	1.0	1.4	40.6	44.2	979.0
2	0.4	1.1	1.4	31.8	42.1	994.8
3	0.4	0.9	1.6	34.3	41.0	1004.6
4	0.7	1.2	1.7	2.3	43.7	1010.4

	平均年金月額（円）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成30年度	96,673	112,496	87,404	90,957	97,209	172,742
令和元年度	92,548	109,765	114,206	89,364	92,916	171,305
2	92,271	104,007	113,300	90,544	91,322	170,391
3	88,303	96,213	108,082	90,564	90,843	169,006
4	96,583	92,895	106,853	112,992	90,609	167,388

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

女子については、特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢の段階的引き上げが平成30年度に完了し、64歳までは原則として報酬比例部分のみの年金となっているため、老齢年金受給者の平均年金月額の水準は、64歳までと65歳以上で大きな違いが見られる。

一方で、報酬比例部分についても、支給開始年齢が平成30年度に61歳、令和3年度に62歳に引き上げられた。そのため、老齢年金受給者数は、平成30年度から令和2年度の60歳、令和3年度から令和4年度の60・61歳で少なくなっている。なお、これらの者は繰上げを選択した者であり、基礎年金も同時に繰上げが行われるため、平均年金月額が高くなっている。（表23）

表23 厚生年金保険（第1号） 老齢年金受給者状況の推移（女子）

（年度末現在）

	受給者数（万人）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成30年度	0.1	11.3	13.3	15.6	16.0	470.8
令和元年度	0.1	10.3	11.7	14.3	16.0	479.6
2	0.1	10.1	12.9	13.4	14.7	487.2
3	0.1	0.2	12.9	14.9	14.7	492.5
4	0.1	0.2	11.7	13.4	16.2	498.0

	平均年金月額（円）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成30年度	81,956	54,154	50,006	48,378	51,026	108,756
令和元年度	82,643	54,108	54,689	49,105	49,117	108,813
2	82,547	54,791	54,887	50,889	49,926	109,205
3	80,556	83,785	55,371	51,206	49,182	109,261
4	84,623	83,049	55,477	56,063	49,763	109,165

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

令和4年度末における厚生年金保険（第1号）の老齢年金受給権者数は1,600万人であり、前年度末と比べると、受給権者数は18万人減少している。平均年金月額は14万4千円で前年度末と同水準となっている。（表24）

表24 厚生年金保険（第1号） 老齢年金の受給権者数及び平均年金月額の推移

（年度末現在）

年 度	合 計		旧法厚生年金保険 老齢年金		旧法船員保険 老齢年金		新法厚生年金保険 老齢厚生年金 (老齢相当)		旧共済組合 退職年金・ 退職共済年金 (退年相当)	
	受給権 者数	平均年金 月額	受給権 者数	平均年金 月額	受給権 者数	平均年金 月額	受給権 者数	平均年金 月額	受給権 者数	平均年金 月額
平成24年度	千人	千円	千人	千円	千人	千円	千人	千円	千人	千円
24	15,233	148 (139)	877	147 (145)	20	240	13,982	148 (137)	353	179
25	15,230	146 (136)	777	144 (142)	18	238	14,102	145 (134)	333	176
26	15,422	145 (136)	684	141 (139)	16	237	14,410	144 (134)	313	174
27	15,684	145 (137)	597	141 (139)	14	239	14,781	145 (137)	293	169
28	15,688	146 (140)	516	139 (138)	12	240	14,887	145 (139)	273	168
29	15,900	145 (140)	443	137 (136)	10	241	15,194	145 (140)	253	166
30	16,087	144 (140)	375	135 (134)	8	241	15,470	144 (140)	234	165
令和元年度	15,987	144 (141)	316	133 (132)	7	241	15,448	144 (140)	216	163
2	16,100	144 (141)	263	131 (130)	6	241	15,632	144 (141)	199	162
3	16,180	144 (140)	216	129 (128)	5	242	15,779	144 (140)	181	160
4	15,997	144 (140)	171	126 (125)	4	241	15,659	144 (140)	163	157

注1. 厚生年金保険（第1号）の受給権者は、平成26年度以前は厚生年金保険の受給権者を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険受給権者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給権者及び短期要件分の遺族厚生年金受給権者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。

2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢相当」としている。また、新法退職共済年金については、旧法の退職年金に相当するものを「退年相当」としている。

3. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧N T T共済、旧J T共済又は旧農林共済の受給権が発生していた受給権者を計上している。

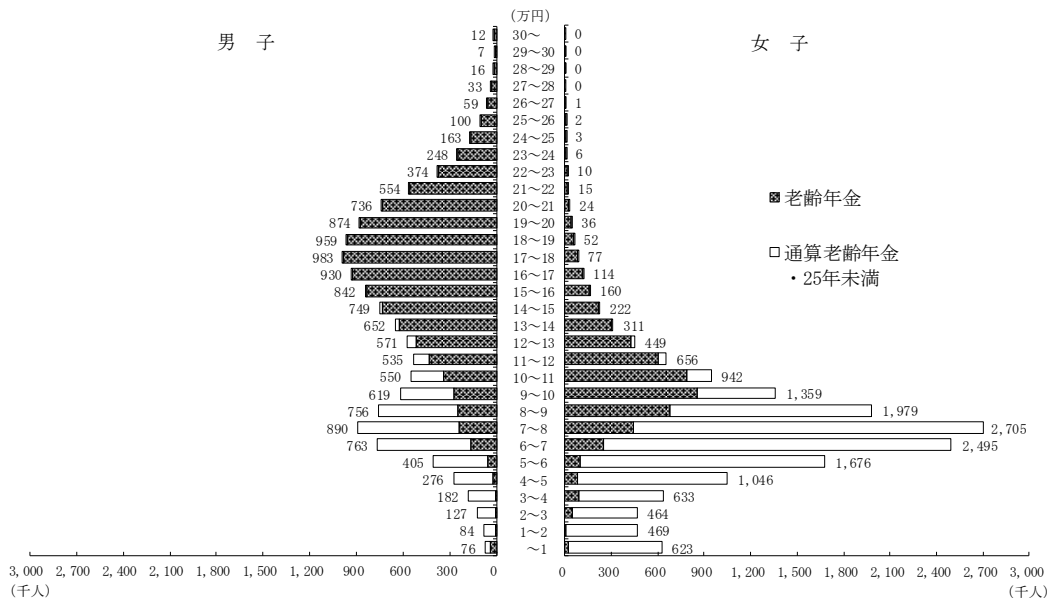
4. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。ただし、平成23年度までは旧農林共済組合に係る基礎年金月額を含まない。

5. () 内は、厚生年金基金代行分を含まない平均年金月額である。

③ 年金月額階級別受給権者数

令和4年度末における厚生年金保険（第1号）の老齢給付受給権者の年金月額階級別分布をみると、図13である。男子は、通算老齢年金・25年未満を中心とした7～8万円をピークとする山と、老齢年金を中心とした17～18万円をピークとする山に分かれているが、女子では通算老齢年金・25年未満を中心とした7～8万円がピークとなっている。（図13）

図13 厚生年金保険（第1号） 老齢給付の年金月額階級別受給権者数（令和4年度末）



注. 年金月額には、基礎年金月額を含む。

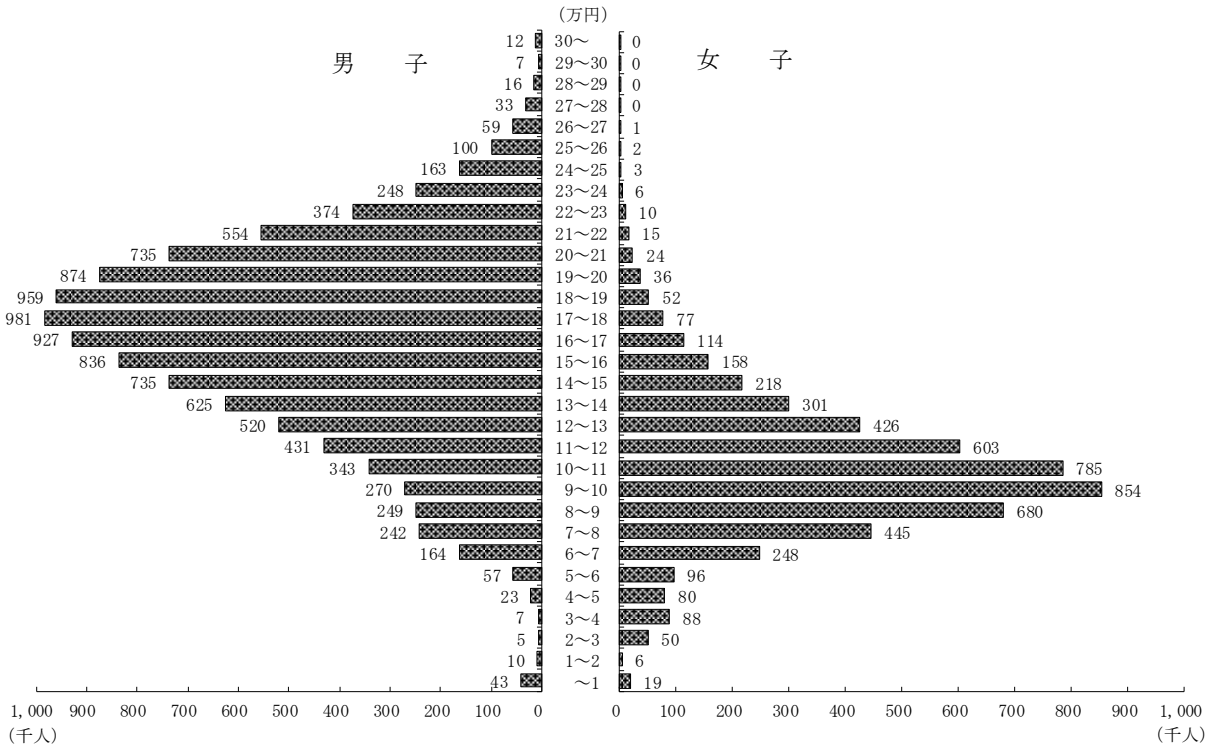
令和4年度末における厚生年金保険（第1号）の老齢年金受給権者の年金月額階級別分布をみると男子は、15～20万円が男子全体の43.2%を占めており、より詳細にみると17～18万円をピークとする山型となっている。女子は、5～10万円が43.0%、10～15万円が43.2%とそれぞれ半数近くを占めており、より詳細にみると9～10万円をピークとする山型となっている。男子に比べ女子の分布は低い方に偏っている。（表25、図14）

表25 厚生年金保険（第1号） 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（令和4年度末）

年金月額	合 計		男 子		女 子	
	千人	割合 %	千人	割合 %	千人	割合 %
合 計	15,997	100.0	10,600	100.0	5,396	100.0
万円以上 万円未満						
～ 5	330	2.1	87	0.8	242	4.5
5 ～ 10	3,304	20.7	982	9.3	2,323	43.0
10 ～ 15	4,986	31.2	2,654	25.0	2,332	43.2
15 ～ 20	5,014	31.3	4,577	43.2	437	8.1
20 ～ 25	2,132	13.3	2,073	19.6	58	1.1
25 ～ 30	219	1.4	215	2.0	4	0.1
30 ～	12	0.1	12	0.1	0	0.0
平均年金月額（円）	143,973		163,875		104,878	

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。
 2. 年金月額には、基礎年金月額を含む。
 3. 本表においては、
 ・厚生年金保険（第1号）の受給権者には、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢の引上げにより、定額部分のない、報酬比例部分のみの65歳未満の受給権者が含まれていること
 ・老齢年金には、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて該当した者もいるが、これらの者の年金月額には共済組合等から支給される分が含まれていないことに留意が必要である。

図14 厚生年金保険（第1号） 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（令和4年度末）



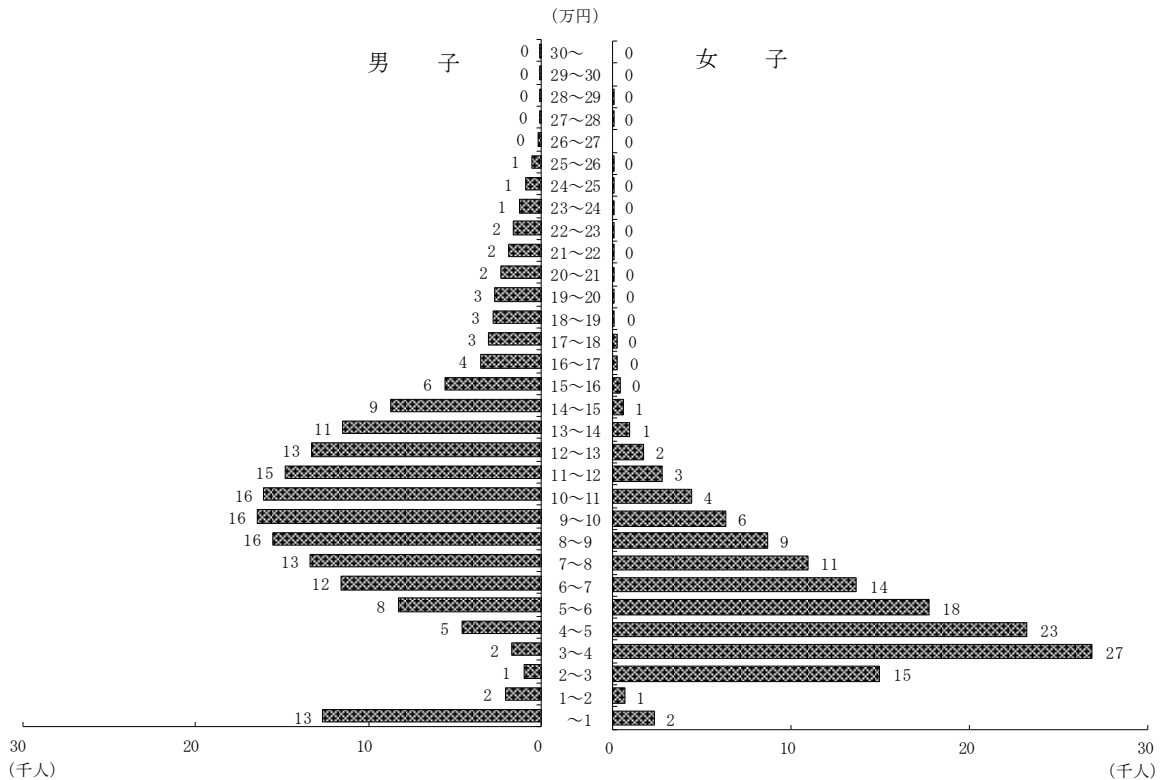
令和4年度に新規裁定された厚生年金保険（第1号）の老齢年金受給権者の年金月額階級別分布において、男子は、5～10万円が36.6%、10～15万円が36.1%とそれぞれ4割弱を占めており、より詳細にみると9～10万円をピークとする山型となっている。女子は、月額5万円未満が49.6%を占めており、より詳細にみると3～4万円をピークとする山型となっている。（表26、図15）

表26 厚生年金保険（第1号） 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（令和4年度新規裁定）

年金月額	合 計		男 子		女 子	
	千人	割合 %	千人	割合 %	千人	割合 %
合 計	316	100.0	178	100.0	137	100.0
万円以上 万円未満						
～ 5	90	28.6	22	12.4	68	49.6
5 ～ 10	123	38.8	65	36.6	57	41.8
10 ～ 15	75	23.7	64	36.1	11	7.7
15 ～ 20	19	6.0	18	9.9	1	0.8
20 ～ 25	8	2.6	8	4.5	0	0.1
25 ～ 30	1	0.3	1	0.5	0	0.0
30 ～	0	0.0	0	0.0	-	-
平均年金月額（円）	83,063		102,984		57,150	

- 注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。
 注2. 年金月額には、基礎年金月額を含む。
 注3. 本表においては、
 ・厚生年金保険（第1号）の受給権者には、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢の引上げにより、定額部分のない、報酬比例部分のみの65歳未満の受給権者が含まれていること
 ・老齢年金には、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて該当した者もいるが、これらの者の年金月額には共済組合等から支給される分が含まれていないことに留意が必要である。

図15 厚生年金保険（第1号） 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（令和4年度新規裁定）



④ 雇用保険

令和4年度末における失業給付との調整に該当する厚生年金保険(第1号)の受給権者数は2万人、高年齢雇用継続給付との併給調整に該当する受給権者数は11万人となっている。(表27)

表27 雇用保険の給付と老齢厚生年金との調整状況の推移

【失業給付】 (年度末現在)

年 度	件 数			総停止年金額			平均停止月額		
	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満
	人	人	人	千円	千円	千円	円	円	円
平成30年度	35,189	21,797	13,392	21,756,620	19,195,142	2,561,477	51,523	73,386	15,939
令和元年度	30,402	17,918	12,484	17,891,272	15,533,381	2,357,891	49,041	72,243	15,739
2	39,623	22,992	16,631	23,192,102	20,005,555	3,186,547	48,777	72,509	15,967
3	31,337	19,226	12,111	20,102,403	17,738,251	2,364,152	53,458	76,885	16,267
4	21,886	11,800	10,086	11,651,291	9,776,090	1,875,200	44,364	69,040	15,493

【高年齢雇用継続給付】 (年度末現在)

年 度	件 数			高年齢雇用継続給付による停止総額			平均停止月額		
	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満
	人	人	人	千円	千円	千円	円	円	円
平成30年度	244,415	235,266	9,149	32,375,392	31,530,780	844,612	11,038	11,168	7,693
令和元年度	187,445	179,731	7,714	24,763,945	24,073,330	690,614	11,009	11,162	7,461
2	160,592	152,516	8,076	21,104,082	20,355,184	748,897	10,951	11,122	7,728
3	151,968	145,609	6,359	19,985,950	19,400,391	585,559	10,960	11,103	7,674
4	106,855	101,543	5,312	14,043,357	13,538,916	504,441	10,952	11,111	7,914

⑤ 離婚等に伴う年金分割の状況

令和4年度における厚生年金保険（第1号）における離婚等に伴う保険料納付記録の分割件数は、3万3千件で、前年度と比べ1千件減少している。分割件数のうち、3号分割のみの件数は1万1千件で、前年度と比べ3百件増加している。（表28）

表28 厚生年金保険（第1号） 離婚等に伴う保険料納付記録分割件数の推移

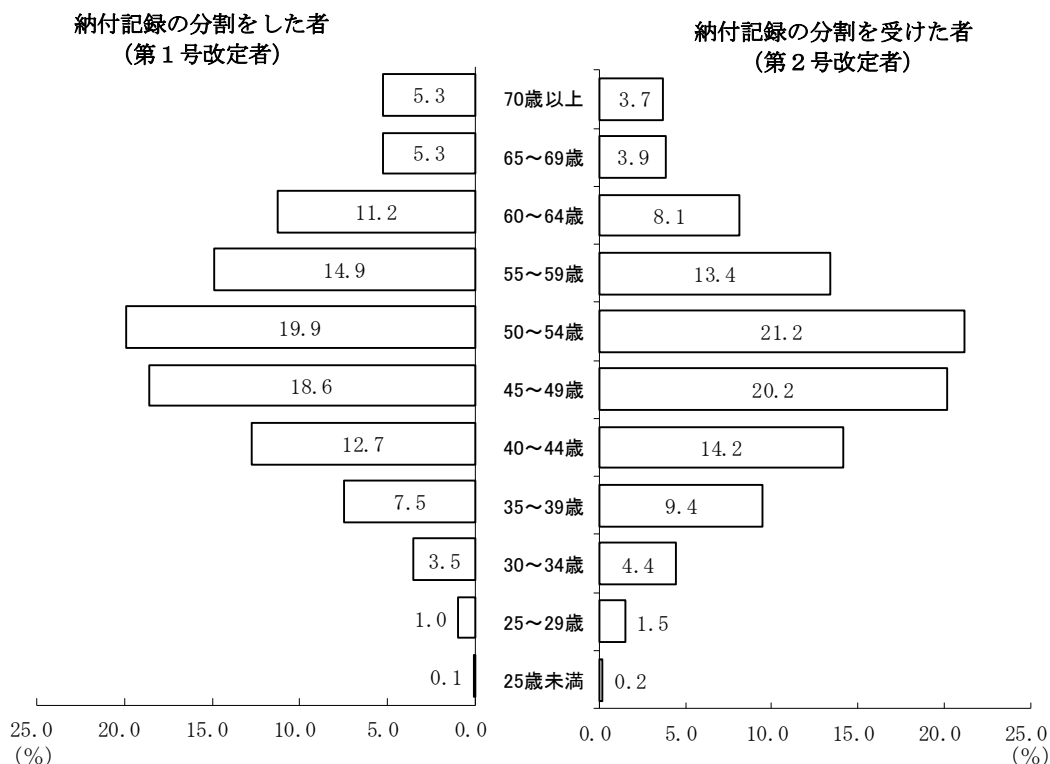
	総数（件）	【参考】	
		離婚分割	3号分割のみ
平成30年度	28,793	21,841	6,952
令和元年度	29,391	21,485	7,906
2	29,781	20,695	9,086
3	34,135	23,359	10,776
4	32,927	21,893	11,034

- 注1. 離婚分割とは、離婚等をした場合に、当事者の合意又は裁判所の決定により、婚姻期間中の厚生年金保険料納付記録の分割を行うことをいう。
 2. 3号分割とは、離婚等をした場合に、婚姻期間中（平成20年4月以後）の第3号被保険者期間に係る厚生年金保険料納付記録の分割を行うことをいう。
 3. 離婚分割による保険料納付記録分割件数は、各年度内において、離婚分割（3号分割）に係る標準報酬改定処理がされた、被保険者記録に係る数値を計上しており、離婚分割かつ3号分割を行った件数を含む。
 4. 離婚件数は、「人口動態統計月報（概数）」（厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室）による年度累計である。

<離婚分割に係る状況>

令和4年度における離婚分割者の年齢構成別にみると納付記録の分割をした者（第1号改定者）、納付記録の分割を受けた者（第2号改定者）共に50～54歳の割合が最も高くなっている。（図16）

図16 厚生年金保険（第1号） 離婚分割者の年齢構成（令和4年度）



令和4年度における離婚分割の分割対象期間別件数をみると20～25年の割合が20.7%と最も高くなっている。(表29)

表29 厚生年金保険(第1号) 離婚分割 分割対象期間別件数割合の推移

(単位: %)

	分割対象期間								
	以上 未満～5年	5年 ～10年	10年 ～15年	15年 ～20年	20年 ～25年	25年 ～30年	30年 ～35年	35年 ～40年	40年～
平成30年度	2.9	8.0	16.2	20.0	19.0	14.5	8.7	5.0	5.6
令和元年度	2.9	7.9	14.6	18.6	19.7	16.0	9.0	5.6	5.8
2	3.2	8.2	14.0	19.2	20.1	16.3	8.9	5.1	5.1
3	3.3	8.6	12.3	19.4	20.2	16.8	9.3	5.0	5.1
4	3.4	8.7	11.2	17.1	20.7	17.8	9.7	5.7	5.8

注. 3号分割に係る期間を含まない。

令和4年度における離婚分割の按分割合別件数割合をみると、按分割合50%の件数割合は97.9%と離婚分割件数のほとんどを占めている。(表30)

表30 厚生年金保険(第1号) 離婚分割 按分割合別件数割合の推移

(単位: %)

	按分割合					
	以上 未満～10%	10% ～20%	20% ～30%	30% ～40%	40% ～50%	50%
平成30年度	0.0	0.0	0.2	0.7	1.4	97.6
令和元年度	0.0	0.0	0.3	0.7	1.2	97.8
2	0.0	0.0	0.2	0.6	1.4	97.8
3	0.0	0.0	0.2	0.6	1.2	98.0
4	0.0	0.0	0.2	0.6	1.4	97.9

注. 3号分割に係る期間を含まない。

令和4年度における受給権者である離婚分割者の分割改定前後の平均年金月額、第1号改定者においては改定前14万7千円、改定後11万5千円、第2号改定者においては改定前5万5千円、改定後8万8千円となっており、変動差は第1号改定者においては3万2千円、第2号改定者においては3万3千円となっている。(表31)

表31 厚生年金保険(第1号) 離婚分割 受給権者の分割改定前後の平均年金月額等の推移

	第1号改定者				第2号改定者			
	件数 (人)	平均年金月額(円)			件数 (人)	平均年金月額(円)		
		改定前	改定後	変動差		改定前	改定後	変動差
平成30年度	2,862	143,208	112,272	△30,937	2,546	51,436	82,701	31,265
令和元年度	2,982	143,162	114,025	△29,137	2,481	53,405	84,056	30,651
2	2,310	145,061	115,963	△29,098	2,070	51,585	82,358	30,774
3	2,722	144,951	115,492	△29,459	2,331	54,281	85,394	31,112
4	2,623	146,961	115,363	△31,598	2,257	55,215	87,949	32,734

注1. 第1号改定者とは、納付記録の分割をした者のことをいい、第2号改定者とは、納付記録の分割を受けた者のことをいう。

2. 平均年金月額は、基礎年金が裁定されている場合には基礎年金月額を含む。また、離婚分割かつ3号分割を行った場合には、3号分割に係る改定額を含む。

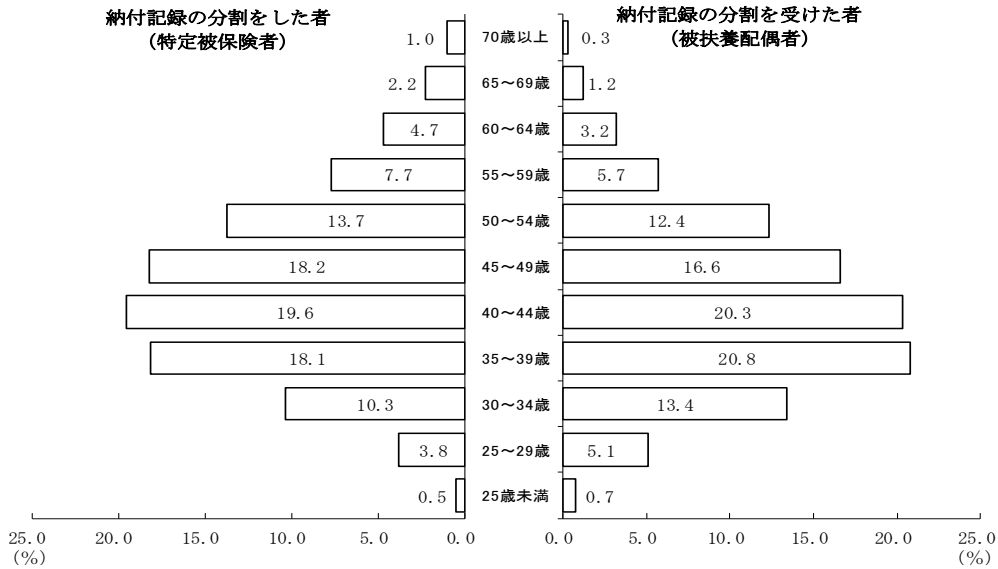
3. 各年度内において、離婚分割に係る年金額改定処理がされた、老齢給付受給権者(ただし、額改定処理の前月以前に受給権者であった者に限る。また、額改定処理がされた月以降に当該年度内に失権した者を含む。)に係る数値を計上している。

4. この表において、改定前とは離婚分割額改定処理が行われた月の前月時点、改定後とは離婚分割額改定処理が行われた当月時点であり、改定後の年金額には、離婚分割額改定処理以外の額改定も含む。

< 3号分割のみの年金分割に係る状況 >

令和4年度における3号分割のみ改定者の年齢構成をみると納付記録の分割をした者（特定被保険者）は40～44歳、納付記録の分割を受けた者（被扶養配偶者）は35～39歳の割合が最も高くなっている。（図17）

図17 厚生年金保険（第1号） 3号分割のみ改定者の年齢構成（令和4年度）



令和4年度における3号分割のみの分割対象期間別件数をみると12～13年（9.8%）の割合が最も高くなっている。（表32）

表32 厚生年金保険（第1号） 3号分割のみ 分割対象期間別件数割合の推移

（単位：％）

	分割対象期間														
	以上 未満～1年	1年 ～2年	2年 ～3年	3年 ～4年	4年 ～5年	5年 ～6年	6年 ～7年	7年 ～8年	8年 ～9年	9年 ～10年	10年 ～11年	11年 ～12年	12年 ～13年	13年 ～14年	14年 ～15年
平成30年度	3.0	6.3	8.3	8.6	8.9	9.2	9.7	10.6	16.1	12.4	6.9	・	・	・	・
令和元年度	2.9	5.3	7.3	7.9	8.5	8.6	8.7	9.4	10.3	13.8	10.9	6.4	・	・	・
2	2.9	5.4	6.4	7.3	7.8	8.1	8.8	8.2	8.5	8.9	12.7	9.1	5.8	・	・
3	2.6	5.1	6.2	6.8	7.0	7.1	8.0	8.2	8.3	7.5	8.3	11.3	8.6	4.9	・
4	2.8	4.6	5.5	7.0	7.2	7.2	7.4	7.0	7.2	7.6	7.3	7.3	9.8	7.5	4.7

令和4年度における受給権者である3号分割のみ者の分割改定前後の平均年金月額等をみると男子は改定前13万9千円、改定後13万1千円、女子は改定前4万5千円、改定後5万2千円となっている。（表33）

表33 厚生年金保険（第1号） 3号分割のみ 受給権者の分割改定前後の平均年金月額等の推移

	男子				女子			
	件数 (人)	平均年金月額 (円)			件数 (人)	平均年金月額 (円)		
		改定前	改定後	変動差		改定前	改定後	変動差
平成30年度	245	128,935	122,545	△ 6,390	158	34,434	39,499	5,065
令和元年度	294	131,592	125,542	△ 6,049	187	37,159	42,248	5,089
2	341	136,494	131,163	△ 5,330	249	40,945	46,895	5,950
3	359	138,108	131,547	△ 6,561	292	41,197	47,196	6,000
4	450	139,271	131,139	△ 8,132	276	44,555	51,793	7,238

注1. 平均年金月額は、基礎年金が裁定されている場合には基礎年金月額を含む。

2. 各年度内において、3号分割に係る年金額改定処理がされた、老齢給付受給権者（ただし、額改定処理の前月以前に受給権者であった者に限る。また、額改定処理がされた月以降に当該年度内に失権した者を含む。）に係る数値を計上している。

3. この表において、改定前とは3号分割額改定処理が行われた月の前月時点、改定後とは3号分割額改定処理が行われた当月時点であり、改定後の年金額には、3号分割額改定処理以外の額改定も含む。

3. 国民年金

(1) 適用（第1号被保険者及び第3号被保険者）

① 被保険者数

令和4年度末の第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）は1,405万人（男子741万人、女子664万人）、第3号被保険者は721万人（男子12万人、女子709万人）となっている。

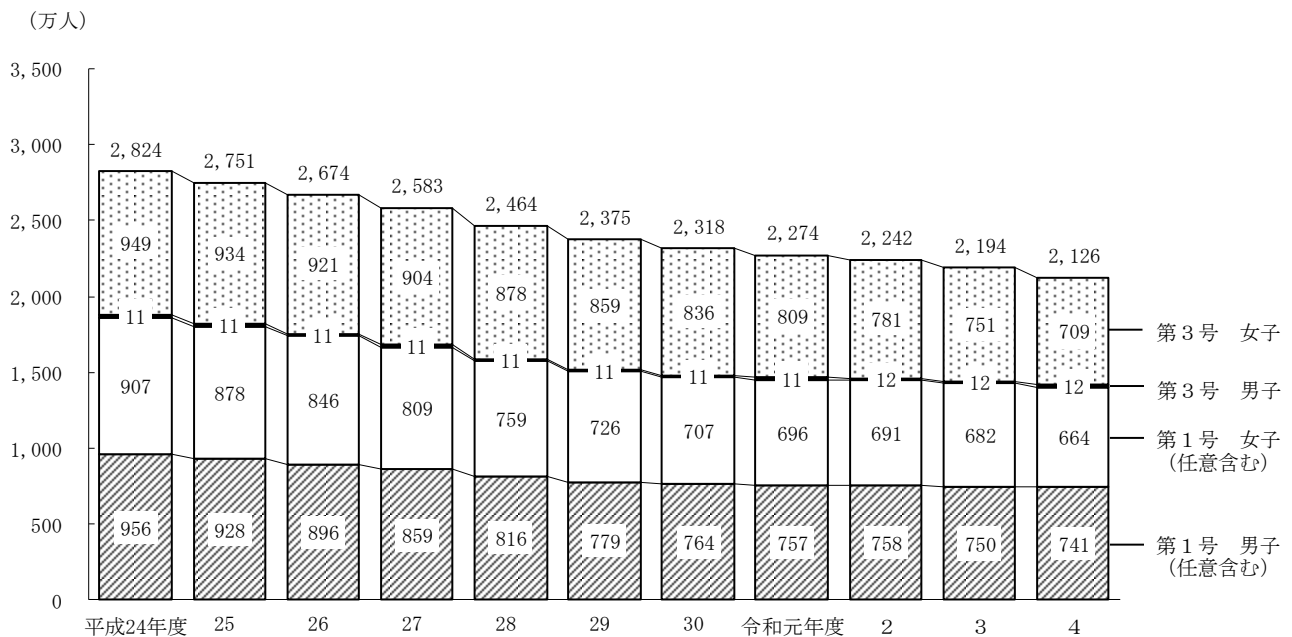
被保険者数を前年度末と比較すると、第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）は26万人、第3号被保険者は42万人の減少となっている。（表34、図18）

表34 国民年金 被保険者数（第2号被保険者を除く）の推移

（年度末現在、単位：千人）

年度	第1号被保険者 （任意加入被保険者を含む）									第3号被保険者		
	第1号被保険者			任意加入被保険者								
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子
平成24年度	18,637	9,563	9,075	18,344	9,466	8,878	294	97	197	9,602	112	9,490
25	18,054	9,275	8,779	17,788	9,186	8,602	266	89	177	9,454	111	9,343
26	17,420	8,962	8,458	17,175	8,878	8,297	245	84	161	9,319	109	9,210
27	16,679	8,590	8,089	16,447	8,509	7,938	232	81	151	9,151	108	9,043
28	15,754	8,165	7,589	15,540	8,089	7,451	214	76	139	8,890	109	8,781
29	15,052	7,793	7,259	14,857	7,724	7,133	195	69	126	8,701	110	8,592
30	14,711	7,638	7,073	14,517	7,569	6,948	194	69	124	8,467	112	8,356
令和元年度	14,533	7,568	6,965	14,343	7,502	6,841	190	67	123	8,203	114	8,089
2	14,495	7,580	6,914	14,308	7,513	6,795	187	67	120	7,930	118	7,812
3	14,312	7,496	6,816	14,121	7,425	6,696	191	71	120	7,627	118	7,508
4	14,047	7,405	6,642	13,849	7,330	6,519	198	76	122	7,212	123	7,088

図18 国民年金 被保険者数（第2号被保険者を除く）の推移（年度末現在）



令和4年度末における全額免除・猶予者数は606万人（法定免除者数143万人、申請全額免除者数240万人、学生納付特例者数166万人、納付猶予者数58万人）となっている。

また、一部免除者数は33万人となっている。

令和4年度末における産前産後免除者数は、8千人となっている。（表35）

表35 国民年金 保険料全額免除・猶予者数、一部免除者数の推移

（年度末現在）

年 度	全額免除・猶予者数（千人）					全額免除・猶予割合（％）					一部免除者数（千人）					産前産後免除者（千人）
	合 計	法定免除者	申請全額免除者	学生納付特例者	納付猶予者	合 計	法定免除率	申請全額免除率	学生納付特例率	納付猶予率	合 計	一部免除割合（％）	申請3/4免除者	申請半額免除者	申請1/4免除者	
平成24年度	5,870	1,336	2,394	1,718	421	32.0	7.3	13.1	9.4	2.3	482	2.6	262	151	69	・
25	6,059	1,341	2,495	1,764	460	34.1	7.5	14.0	9.9	2.6	587	3.3	304	188	95	・
26	6,020	1,344	2,453	1,779	444	35.1	7.8	14.3	10.4	2.6	614	3.6	314	196	103	・
27	5,763	1,346	2,296	1,723	397	35.0	8.2	14.0	10.5	2.4	471	2.9	253	147	72	・
28	5,830	1,347	2,211	1,757	514	37.5	8.7	14.2	11.3	3.3	432	2.8	220	139	73	・
29	5,744	1,343	2,107	1,760	534	38.7	9.0	14.2	11.8	3.6	409	2.8	207	132	70	・
30	5,741	1,351	2,050	1,788	552	39.5	9.3	14.1	12.3	3.8	397	2.7	200	128	69	・
令和元年度	5,828	1,361	2,120	1,796	551	40.6	9.5	14.8	12.5	3.8	406	2.8	204	131	71	12
2	6,089	1,387	2,355	1,766	581	42.6	9.7	16.5	12.3	4.1	359	2.5	185	113	61	9
3	6,124	1,408	2,415	1,706	594	43.4	10.0	17.1	12.1	4.2	355	2.5	177	114	64	9
4	6,065	1,432	2,395	1,656	582	43.8	10.3	17.3	12.0	4.2	329	2.4	165	105	59	8

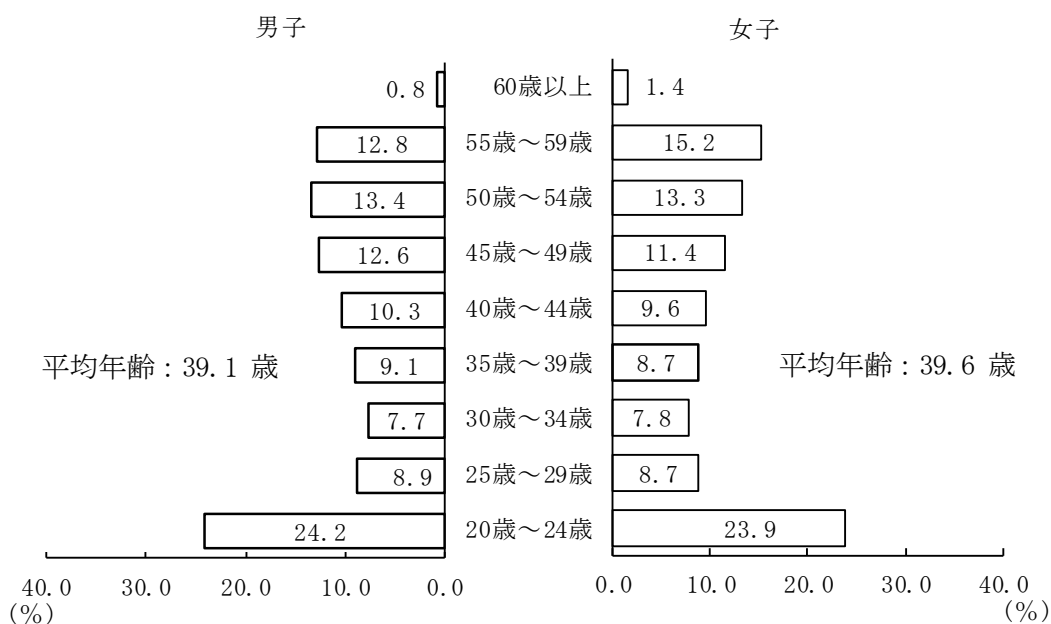
注1. 「全額免除・猶予割合」及び「一部免除割合」とは、全額免除・猶予者数及び一部免除者数が、それぞれ第1号被保険者数（任意加入被保険者を除く）に占める割合（％）である。

2. 「納付猶予」は、平成27年度までは30歳未満、平成28年度以降は50歳未満の者が対象である。

② 年齢構成

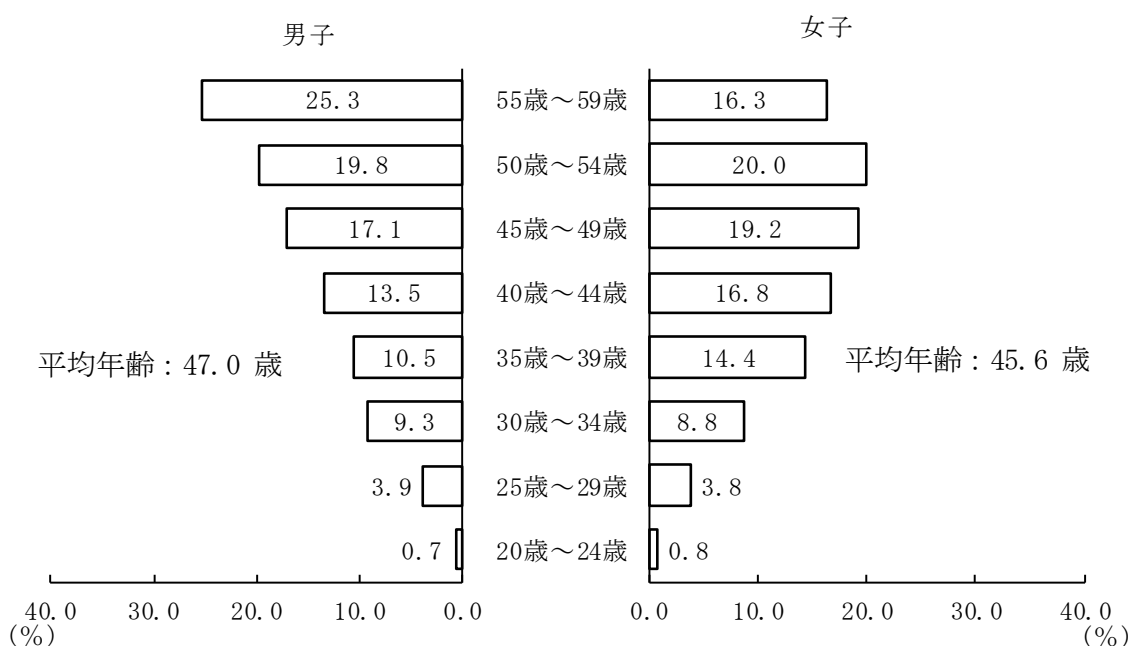
令和4年度末現在の被保険者の年齢構成は、第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）では、男女共に20～24歳の割合が最も高く、次いで男子は50～54歳、女子は55～59歳の割合が高くなっている。（図19）また、第3号被保険者では、男子は55～59歳、女子は50～54歳の割合が高くなっている。（図20）第1号被保険者の平均年齢は、男子は39.1歳、女子は39.6歳となっている。（図19）

図19 国民年金 第1号被保険者の年齢構成（令和4年度末）



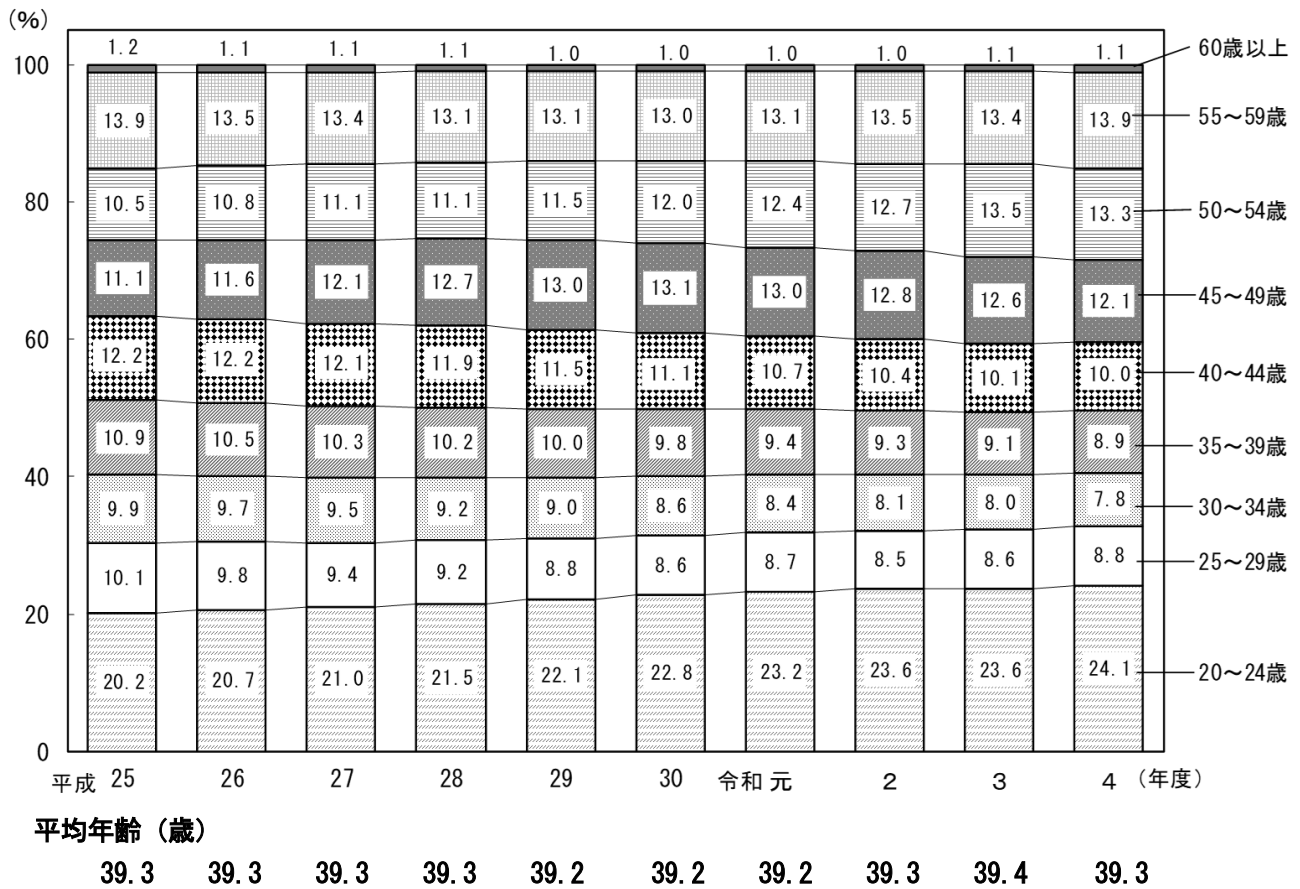
注. 国民年金第1号被保険者には、任意加入被保険者を含む。

図20 国民年金 第3号被保険者の年齢構成（令和4年度末）



令和4年度末の第1号被保険者の年齢構成をみると、20～24歳の全体に占める割合が24.1%と最も大きく、次に55～59歳が13.9%となっている。（図21）

図21 国民年金 第1号被保険者の年齢構成の推移（年度末現在）



注1. 国民年金第1号被保険者には、任意加入被保険者を含む。
 注2. 抽出統計調査（抽出率1/100）による数値である。

(2) 受給(権)者数

① 受給者数

令和4年度末における国民年金(老齢福祉年金を含まない)の受給者数は3,616万人となっており、前年度末と比べると2万人の増加となっている。

受給者数の内訳を年金種別別にみると、老齢年金・25年以上が3,302万人(受給者数の91.3%)、通算老齢年金・25年未満が92万人(同2.6%)、障害年金が213万人(同5.9%)、遺族年金が9万人(同0.2%)となっており、前年度末と比較すると、障害年金が4万人の増加、通算老齢年金・25年未満が同水準、老齢年金・25年以上が2万人及び遺族年金が1千人の減少となっている。

なお、平成29年8月より、年金受給資格期間が25年から10年に短縮されたことに伴い、受給資格期間が原則として25年未満の老齢基礎年金受給者を通算老齢年金・25年未満に計上している。(表36、表37)

<旧法拋出制>

令和4年度末における旧法拋出制年金の受給者数は45万人で、この内訳は、老齢年金が24万人(旧法拋出制年金受給者数の53.4%)、通算老齢年金が17万人(同38.4%)、障害年金が3万人(同6.7%)、遺族年金(新法における寡婦年金も計上)が7千人(同1.5%)となっている。(表36)

<基礎年金>

令和4年度末における基礎年金の受給者数は3,572万人で、この内訳は老齢基礎年金が3,353万人(基礎年金受給者数の93.9%)、障害基礎年金が210万人(同5.9%)、遺族基礎年金が8万人(同0.2%)となっている。(表36、表37)

表36 国民年金 受給者数(令和4年度末)

	合 計		(再掲)基礎のみ・旧国年		(再掲)基礎のみ 共済なし・旧国年		旧法拋出制年金		基 礎 年 金	
	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%
老 齢 年 金 ・ 25 年 以 上	33,021	91.3	6,031	74.1	4,910	70.5	239	53.4	32,782	91.8
5 年 年 金 以 外	33,009	91.3	6,019	74.0	4,898	70.4	227	50.7	32,782	91.8
繰 上 げ	3,594	9.9	1,581	19.4	1,530	22.0	144	32.1	3,451	9.7
本 来	28,756	79.5	4,318	53.1	3,273	47.0	83	18.5	28,673	80.3
繰 下 げ	659	1.8	120	1.5	95	1.4	1	0.2	658	1.8
5 年 年 金	12	0.0	12	0.1	12	0.2	12	2.6	・	・
通 算 老 齢 年 金 ・ 25 年 未 満	925	2.6	300	3.7	298	4.3	172	38.4	753	2.1
繰 上 げ	87	0.2	63	0.8	63	0.9	59	13.2	28	0.1
本 来	824	2.3	234	2.9	232	3.3	113	25.2	711	2.0
繰 下 げ	13	0.0	2	0.0	2	0.0	・	・	13	0.0
障 害 年 金	2,130	5.9	1,769	21.7	1,721	24.7	30	6.7	2,100	5.9
遺 族 年 金	89	0.2	37	0.5	31	0.4	7	1.5	82	0.2
合 計	36,164	100.0	8,137	100.0	6,960	100.0	448	100.0	35,717	100.0

注1. 「基礎のみ・旧国年」とは、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金受給者及び旧法国民年金の受給者をいう。

注2. 「基礎のみ共済なし」とは「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を有しない受給者をいう。

表37 国民年金 受給者数の推移

(年度末現在、単位：千人)

年度	合 計		老 齢 年 金 ・ 25 年 以 上		通 算 老 齢 年 金 ・ 25 年 未 満		障 害 年 金		遺 族 年 金	
	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	
平成24年度	30,305	27,911	27,527	26,115	893	・	1,773	1,701	113	95
25	31,397	29,289	28,690	27,463	799	・	1,800	1,734	108	91
26	32,409	30,566	29,768	28,710	710	・	1,827	1,766	105	91
27	33,229	31,632	30,646	29,740	623	・	1,858	1,802	103	90
28	33,858	32,487	31,324	30,557	540	・	1,893	1,841	101	89
29	34,839	33,672	31,898	31,254	918	453	1,924	1,877	98	88
30	35,294	34,312	32,304	31,769	936	543	1,957	1,914	96	86
令和元年度	35,645	34,823	32,623	32,179	935	605	1,994	1,954	94	85
2	35,961	35,280	32,904	32,540	928	656	2,037	2,001	91	83
3	36,142	35,582	33,039	32,740	924	704	2,089	2,055	90	83
4	36,164	35,717	33,021	32,782	925	753	2,130	2,100	89	82

② 受給権者数

令和4年度末における国民年金（老齢福祉年金を含まない）の受給権者数は3,682万人となっており、前年度末と比べると3万人の増加となっている。

受給権者数の内訳を年金種別別にみると、老齢年金・25年以上が3,342万人（受給権者の90.8%）、通算老齢年金・25年未満が93万人（同2.5%）、障害年金が224万人（同6.1%）、遺族年金が22万人（同0.6%）となっており、前年度末と比較すると、通算老齢年金・25年未満は1千人、障害年金は4万人の増加となっているが、老齢年金・25年以上は1万人及び遺族年金は1千人の減少となっている。

なお、平成29年8月より、年金受給資格期間が25年から10年に短縮されたことに伴い、受給資格期間が原則として25年未満の老齢基礎年金受給権者を通算老齢年金・25年未満に計上している。（表38、表39）

<旧法拠出制>

令和4年度末における旧法拠出制年金の受給権者数は48万人で、この内訳は、老齢年金が26万人（旧法拠出制年金受給権者数の54.0%）、通算老齢年金が17万人（同36.2%）、障害年金が3万人（同6.7%）、遺族年金（新法における寡婦年金も計上）が1万人（同3.0%）となっている。

（表38）

<基礎年金>

令和4年度末における基礎年金の受給権者数は3,634万人で、この内訳は老齢基礎年金が3,392万人（基礎年金受給権者数の93.3%）、障害基礎年金が221万人（同6.1%）、遺族基礎年金が21万人（同0.6%）となっている。（表38、表39）

表38 国民年金 受給権者数（令和4年度末）

	合 計		（再掲）基礎のみ ・旧国年		（再掲）基礎のみ 共済なし・旧国年		旧法拠出制年金		基 礎 年 金	
	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%
老 齢 年 金 ・ 25 年 以 上	33,416	90.8	6,099	73.1	4,967	69.6	258	54.0	33,157	91.2
5 年 年 金 以 外	33,402	90.7	6,085	72.9	4,953	69.4	244	51.1	33,157	91.2
繰 上 げ	3,605	9.8	1,590	19.1	1,539	21.6	152	31.8	3,453	9.5
本 来 下 げ	29,137	79.1	4,375	52.4	3,319	46.5	92	19.2	29,046	79.9
5 年 年 金	659	1.8	120	1.4	95	1.3	1	0.1	659	1.8
通 算 老 齢 年 金 ・ 25 年 未 満	14	0.0	14	0.2	14	0.2	14	2.9	・	・
繰 上 げ	935	2.5	303	3.6	301	4.2	173	36.2	762	2.1
本 来 下 げ	88	0.2	64	0.8	64	0.9	60	12.5	28	0.1
障 害 年 金	833	2.3	236	2.8	235	3.3	113	23.7	720	2.0
遺 族 年 金	13	0.0	2	0.0	2	0.0	・	・	13	0.0
合 計	2,245	6.1	1,859	22.3	1,806	25.3	32	6.7	2,213	6.1
合 計	223	0.6	82	1.0	65	0.9	14	3.0	208	0.6
合 計	36,818	100.0	8,342	100.0	7,139	100.0	478	100.0	36,340	100.0

注1. 「基礎のみ・旧国年」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給権者及び旧法国民年金の受給権者をいう。

2. 「基礎のみ共済なし」とは「基礎のみ」の受給権者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給権者をいう。

表39 国民年金 受給権者数の推移

(年度末現在、単位：千人)

年度	合 計		老齢年金・25年以上		通算老齢年金・25年未満		障 害 年 金		遺 族 年 金	
	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金
平成24年度	30,853	28,409	27,782	26,341	895	・	1,902	1,825	274	243
25	31,964	29,809	28,968	27,714	802	・	1,931	1,860	263	235
26	32,997	31,110	30,069	28,985	712	・	1,959	1,893	257	232
27	33,832	32,196	30,964	30,036	625	・	1,991	1,931	252	229
28	34,470	33,064	31,657	30,868	542	・	2,025	1,969	247	227
29	35,469	34,268	32,247	31,582	927	460	2,056	2,005	239	221
30	35,933	34,918	32,664	32,108	945	550	2,088	2,042	235	218
令和元年度	36,287	35,433	32,992	32,528	944	613	2,121	2,078	230	214
2	36,604	35,892	33,282	32,898	938	664	2,158	2,119	226	211
3	36,791	36,200	33,429	33,111	934	713	2,204	2,168	224	209
4	36,818	36,340	33,416	33,157	935	762	2,245	2,213	223	208

③ 国民年金の繰上げ・繰下げ受給の状況

国民年金（5年年金を除く）の受給権者の繰上げ・繰下げ受給状況をみると、繰上げ率は低下傾向にある一方で、繰下げ率は上昇傾向にある。

令和4年度末現在の基礎のみ・旧国年の受給権者の繰上げ率は25.7%、繰下げ率は2.0%となっている。（表40）

表40 国民年金 受給権者の繰上げ・繰下げ受給状況の推移

(年度末現在、単位：人、%)

	総 数	繰 上 げ		本 来		繰 下 げ	
			受給率		受給率		受給率
平成30年度	33,595,353	4,325,746	12.9	28,816,627	85.8	452,980	1.3
令和元年度	33,922,246	4,162,552	12.3	29,266,840	86.3	492,854	1.5
2	34,205,625	4,004,279	11.7	29,648,008	86.7	553,338	1.6
3	34,349,567	3,843,930	11.2	29,893,798	87.0	611,839	1.8
4	34,336,782	3,693,670	10.8	29,970,646	87.3	672,466	2.0
	(再掲) 基礎のみ・ 旧国年						
		繰 上 げ		本 来		繰 下 げ	
			受給率		受給率		受給率
平成30年度	7,066,960	2,178,571	30.8	4,780,940	67.7	107,449	1.5
令和元年度	6,877,623	2,030,216	29.5	4,737,113	68.9	110,294	1.6
2	6,671,038	1,884,004	28.2	4,672,583	70.0	114,451	1.7
3	6,459,154	1,740,807	27.0	4,599,981	71.2	118,366	1.8
4	6,214,587	1,594,806	25.7	4,497,865	72.4	121,916	2.0

注1. 旧法老齢年金（5年年金を除く）・旧法通算老齢年金の受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者を対象としている。

注2. 基礎のみ・旧国年は、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない老齢基礎年金の受給権者及び旧法老齢年金（5年年金を除く）の受給権者を対象としている。

年度末時点で70歳の老齢基礎年金受給権者の繰上げ・繰下げ状況をみると、繰上げ率は低下傾向にある一方で、繰下げ率は上昇傾向にある。

令和4年度末現在で70歳の基礎のみの受給権者の繰上げ率は14.2%、繰下げ率は3.3%となっている。（表41）

表41 国民年金（老齢基礎年金） 70歳の繰上げ・繰下げ受給状況の推移

（年度末現在、単位：人、％）

	総数	繰上げ		本来		繰下げ	
			受給率		受給率		受給率
平成30年度	1,999,795	183,400	9.2	1,787,573	89.4	28,822	1.4
令和元年度	1,953,531	179,309	9.2	1,737,634	88.9	36,588	1.9
2	1,774,301	156,611	8.8	1,579,524	89.0	38,166	2.2
3	1,628,983	139,510	8.6	1,448,360	88.9	41,113	2.5
4	1,535,172	128,066	8.3	1,364,238	88.9	42,868	2.8

	（再掲） 基礎のみ	繰上げ		本来		繰下げ	
			受給率		受給率		受給率
平成30年度	234,034	44,007	18.8	186,014	79.5	4,013	1.7
令和元年度	216,063	38,063	17.6	173,218	80.2	4,782	2.2
2	193,846	32,474	16.8	156,402	80.7	4,970	2.6
3	171,771	27,289	15.9	139,229	81.1	5,253	3.1
4	162,463	23,066	14.2	134,093	82.5	5,304	3.3

注1. 令和2年年金制度改正法により、令和4年4月以降、繰下げ年齢の上限が70歳から75歳（65歳に達した日後に受給権を取得した者は繰下げの上限が5年から10年）に引き上げられたが、上表は、年度末時点で70歳の老齢厚生年金受給権者の繰上げ・繰下げ状況を示している。

2. 「基礎のみ」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給権者をいう。

（参考）国民年金 受給権者の繰上げ・繰下げ受給状況の推移（新規裁定）

（単位：人、％）

	総数	繰上げ		本来		繰下げ	
			受給率		受給率		受給率
平成30年度	349,739	46,130	13.2	293,276	83.9	10,333	3.0
令和元年度	316,249	47,519	15.0	256,084	81.0	12,646	4.0
2	300,818	50,720	16.9	232,797	77.4	17,301	5.8
3	300,803	47,093	15.7	236,025	78.5	17,685	5.9
4	307,224	70,181	22.8	217,855	70.9	19,188	6.2

	（再掲） 基礎のみ ・旧国年	繰上げ		本来		繰下げ	
			受給率		受給率		受給率
平成30年度	162,113	10,759	6.6	145,887	90.0	5,467	3.4
令和元年度	149,563	9,164	6.1	133,512	89.3	6,887	4.6
2	140,253	7,704	5.5	123,935	88.4	8,614	6.1
3	135,856	6,407	4.7	120,836	88.9	8,613	6.3
4	126,784	7,279	5.7	110,902	87.5	8,603	6.8

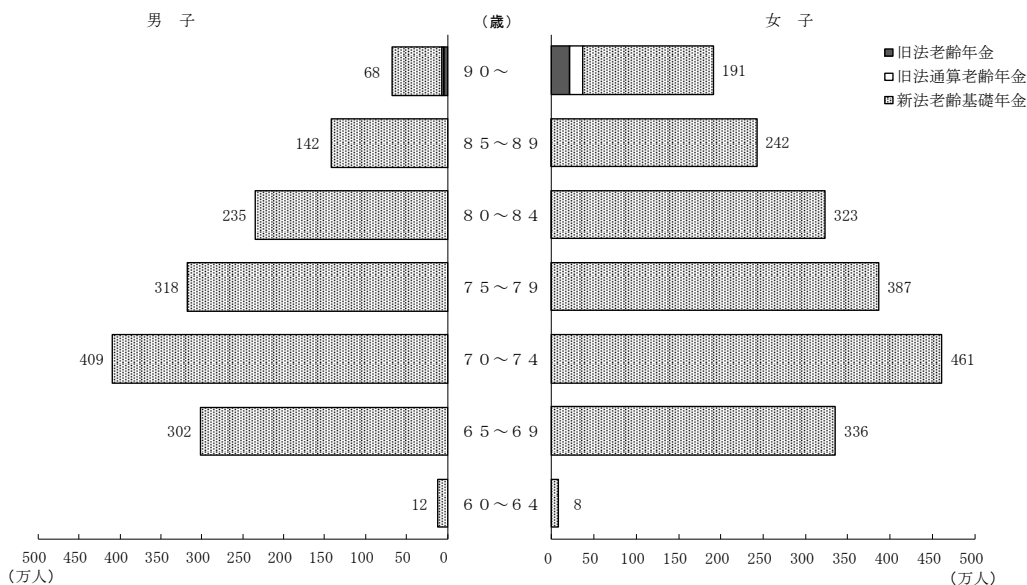
注1. 旧法老齢年金（5年年金を除く）・旧法通算老齢年金の受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者を対象としている。

2. 基礎のみ・旧国年は、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない老齢基礎年金の受給権者及び旧法老齢年金（5年年金を除く）の受給権者を対象としている。

④ 老齢給付の年齢階級別受給権者数

令和4年度末の国民年金の老齢給付(旧法老齢年金、旧法通算老齢年金及び新法老齢基礎年金の計。以下同じ)の受給権者数は3,435万人(男子1,486万人、女子1,949万人)である。受給権者の年齢階級別の状況をみると、男女共に70~74歳が最も多く、それぞれ409万人、461万人となっている。(図22)

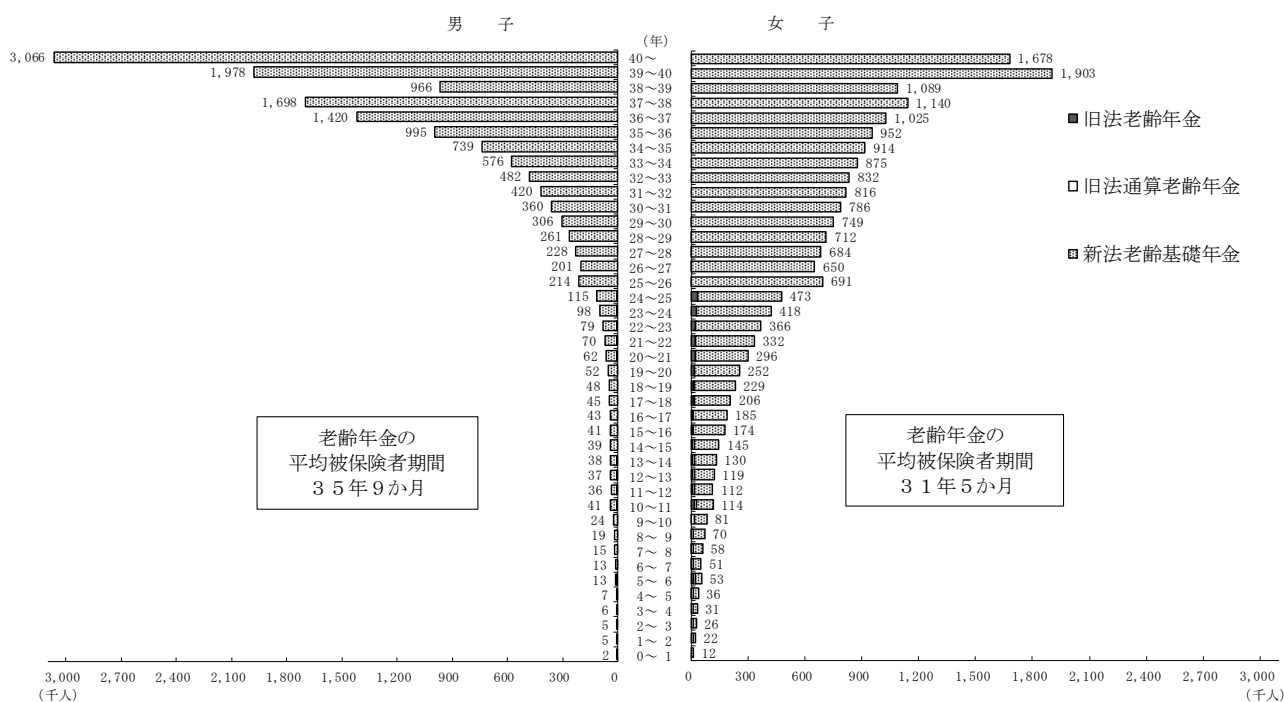
図22 国民年金 老齢給付の年齢階級別受給権者数(令和4年度末)



⑤ 老齢給付の被保険者期間別受給権者数

令和4年度末における老齢年金受給権者の平均被保険者期間は男子が35年9か月、女子が31年5か月である。(図23)

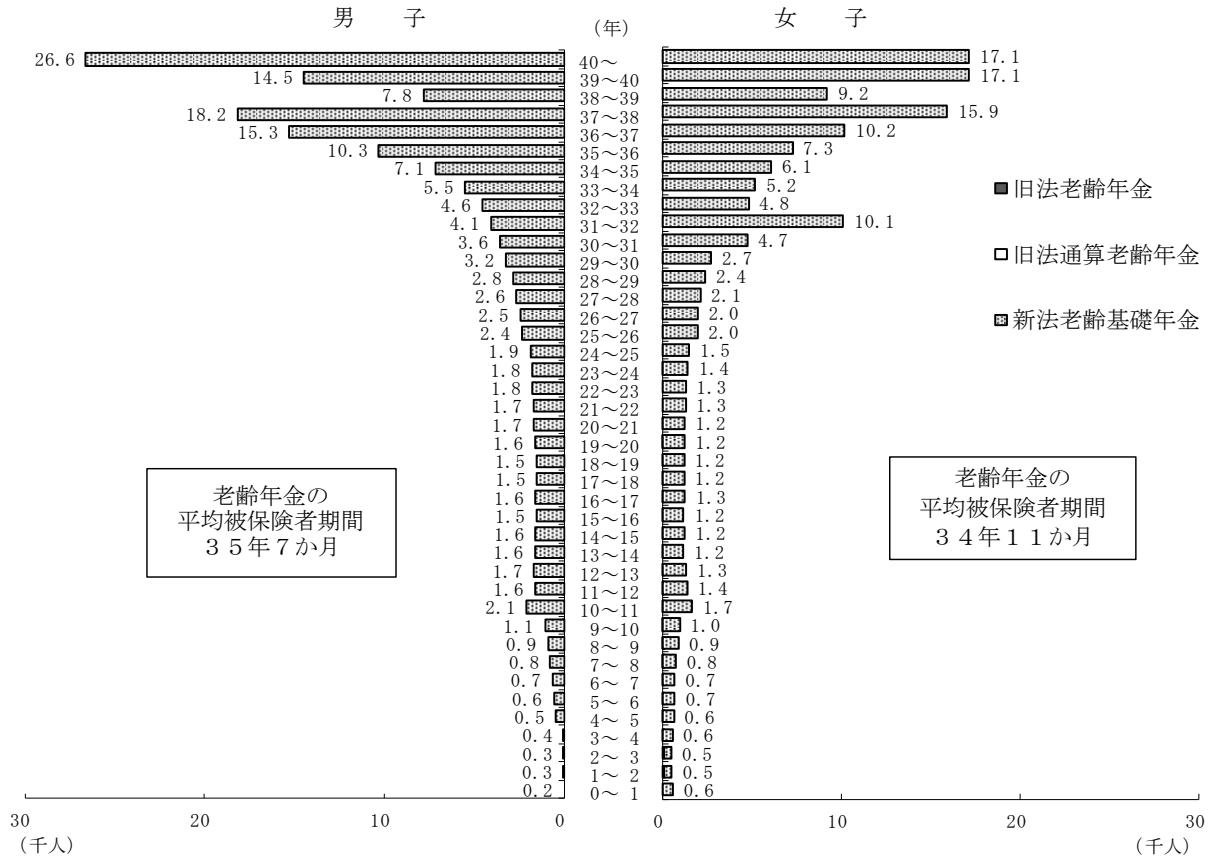
図23 国民年金 老齢給付の被保険者期間別受給権者数(令和4年度末)



注1. 平均被保険者期間は、旧法老齢年金の受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者(受給資格期間を原則として25年以上有する者)に係る期間である。
 注2. 被保険者期間10年未満の者が存在するが、これらの者は新法施行前などに国民年金に任意加入していなかったこと等の理由による合算対象期間を含めて受給権が発生した者等もいるためである。

令和4年度における国民年金の老齢給付の新規裁定者は31万人で、被保険者期間別分布をみると男子は被保険者期間が40年以上の者、女子は被保険者期間が39～40年以上の者が最も多くなっている。
(図24)

図24 国民年金 老齢給付の被保険者期間別受給権者数（令和4年度新規裁定）



老齢年金の
平均被保険者期間
35年7か月

老齢年金の
平均被保険者期間
34年11か月

注1. 平均被保険者期間は、旧法老齢年金の受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者（受給資格期間を原則として25年以上有する者）に係る期間である。
注2. 被保険者期間10年未満の者が存在するが、これらの者は新法施行前などに国民年金に任意加入していなかったこと等の理由による合算対象期間を含めて受給権が発生した者等もいるためである。

(3) 年金額

① 年金総額

令和4年度末における国民年金の受給者の年金総額は24兆4,936億円となっており、前年度末と比べると、60億円の減少となっている。

受給者の年金総額の内訳を年金種別別にみると、老齢年金・25年以上が22兆3,599億円、年金総額の91.3%を占め、通算老齢年金・25年未満が2,163億円（同0.9%）、障害年金が1兆8,273億円（同7.5%）、遺族年金が902億円（同0.4%）となっており、前年度末と比較すると、通算老齢年金・25年未満は12億円、障害年金は261億円の増加となっているが、老齢年金・25年以上は323億円及び遺族年金は10億円の減少となっている。

なお、平成29年8月より、年金受給資格期間が25年から10年に短縮されたことに伴い、受給資格期間が原則として25年未満の老齢基礎年金受給者を通算老齢年金・25年未満に計上している。（表42、表43、図25）

<旧法拋出制>

令和4年度末における旧法拋出制の受給者の年金総額は1,844億円で、この内訳は老齢年金が1,160億円（旧法拋出制年金の年金総額の62.9%）、通算老齢年金が393億円（同21.3%）、障害年金が262億円（同14.2%）、遺族年金が29億円（同1.6%）となっている。（表42）

<基礎年金>

令和4年度末における基礎年金の受給者の年金総額は24兆3,092億円で、この内訳は老齢基礎年金が22兆4,208億円（基礎年金の年金総額の92.2%）、障害基礎年金が1兆8,011億円（同7.4%）、遺族基礎年金が872億円（同0.4%）となっている。（表42、表43）

表42 国民年金 受給者年金総額（令和4年度末）

	合 計		（再掲）基礎のみ ・旧国年		（再掲）基礎のみ 共済なし・旧国年		旧法拋出制年金		基 礎 年 金	
	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%
老 齢 年 金 ・ 2 5 年 以 上	223,599	91.3	38,587	70.4	30,406	65.8	1,160	62.9	222,439	91.5
5 年 年 金 以 外	223,551	91.3	38,540	70.3	30,358	65.7	1,113	60.3	222,439	91.5
繰 上 げ	18,809	7.7	7,965	14.5	7,673	16.6	598	32.4	18,211	7.5
本 来	198,845	81.2	29,503	53.8	21,837	47.3	508	27.5	198,338	81.6
繰 下 げ	5,897	2.4	1,072	2.0	849	1.8	7	0.4	5,889	2.4
5 年 年 金	47	0.0	47	0.1	47	0.1	47	2.6	・	・
通算老齢年金・25年未満	2,163	0.9	684	1.2	679	1.5	393	21.3	1,770	0.7
繰 上 げ	190	0.1	132	0.2	132	0.3	122	6.6	68	0.0
本 来	1,935	0.8	545	1.0	540	1.2	271	14.7	1,664	0.7
繰 下 げ	38	0.0	7	0.0	7	0.0	・	・	38	0.0
障 害 年 金	18,273	7.5	15,220	27.8	14,813	32.1	262	14.2	18,011	7.4
遺 族 年 金	902	0.4	352	0.6	281	0.6	29	1.6	872	0.4
合 計	244,936	100.0	54,844	100.0	46,179	100.0	1,844	100.0	243,092	100.0

注1. 「基礎のみ・旧国年」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者及び旧法国民年金受給者をいう。

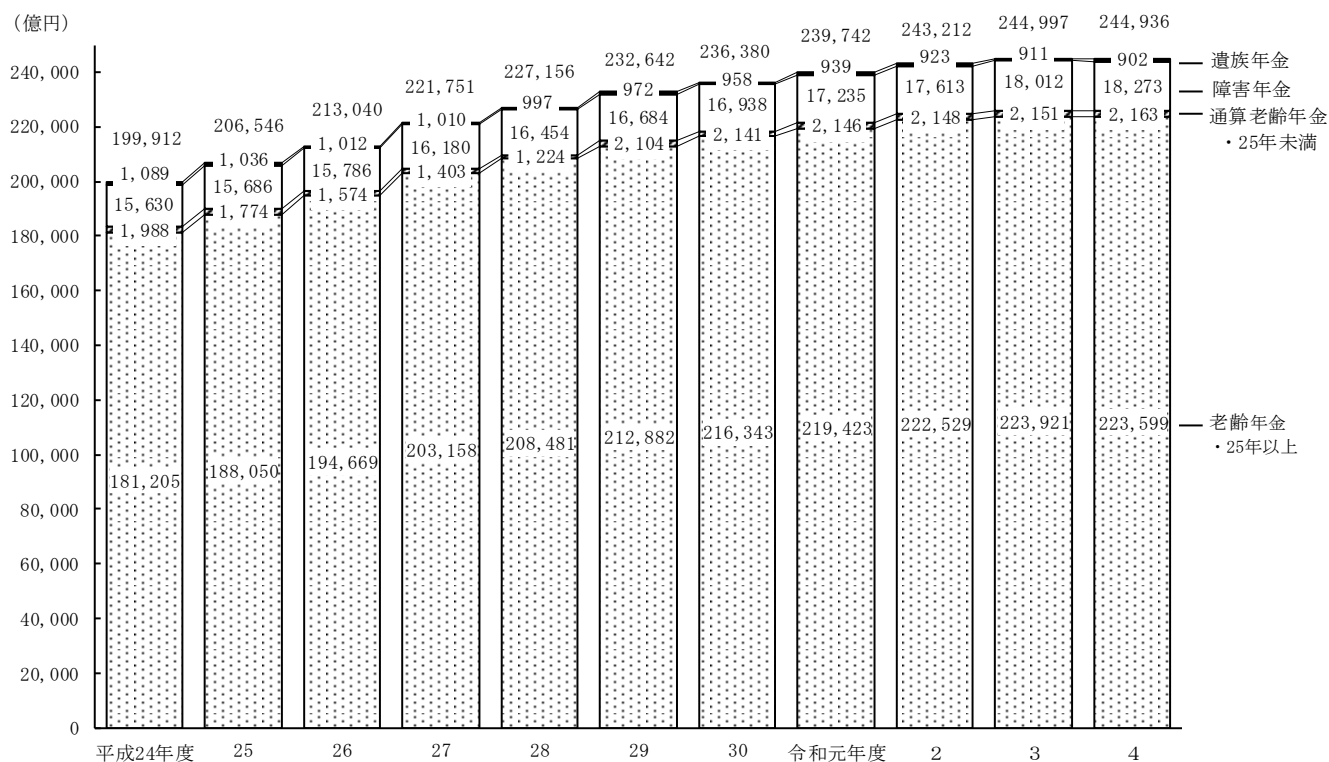
注2. 「基礎のみ共済なし」とは「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者をいう。

表 43 国民年金 受給者年金総額の推移

(年度末現在、単位：億円)

年度	合 計		老齢年金・25年以上		通算老齢年金・25年未満		障 害 年 金		遺 族 年 金	
	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金
平成24年度	199,912	190,356	181,205	174,357	1,988	・	15,630	14,993	1,089	1,006
25	206,546	198,198	188,050	182,131	1,774	・	15,686	15,105	1,036	962
26	213,040	205,776	194,669	189,574	1,574	・	15,786	15,255	1,012	948
27	221,751	215,378	203,158	198,740	1,403	・	16,180	15,687	1,010	951
28	227,156	221,669	208,481	204,723	1,224	・	16,454	16,001	997	944
29	232,642	227,958	212,882	209,717	2,104	1,046	16,684	16,269	972	926
30	236,380	232,423	216,343	213,708	2,141	1,242	16,938	16,558	958	915
令和元年度	239,742	236,410	219,423	217,233	2,146	1,390	17,235	16,887	939	900
2	243,212	240,432	222,529	220,730	2,148	1,521	17,613	17,294	923	887
3	244,997	242,699	223,921	222,455	2,151	1,644	18,012	17,721	911	879
4	244,936	243,092	223,599	222,439	2,163	1,770	18,273	18,011	902	872

図25 国民年金 受給者年金総額の推移 (年度末現在)



② 平均年金月額

令和4年度末における国民年金受給者の平均年金月額は、老齢年金・25年以上が5万6千円、通算老齢年金・25年未満が1万9千円、障害年金が7万1千円、遺族年金が8万4千円となっている。

老齢年金・25年以上受給者の平均年金月額をみると、繰上げが4万4千円、本来が5万8千円、繰下げが7万5千円となっている。(表44)

表44 国民年金 受給者の平均年金月額 (令和4年度末)

(単位：円)

	合 計	(再掲) 基礎のみ・	(再掲) 基礎のみ	旧法抛出处年金	基礎年金
		旧国年	共済なし・旧国年		
老 齢 年 金 ・ 25 年 以 上	56,428	53,319	51,607	40,455	56,545
5 年 年 金 以 外	56,437	53,358	51,651	40,815	56,545
繰 上 げ	43,607	41,975	41,782	34,675	43,979
本 来	57,625	56,935	55,603	51,099	57,644
繰 下 げ	74,545	74,668	74,452	87,036	74,532
5 年 年 金	33,517	33,517	33,517	33,517	・
通 算 老 齢 年 金 ・ 25 年 未 満	19,495	19,012	18,994	19,059	19,594
繰 上 げ	18,153	17,388	17,382	17,260	20,008
本 来	19,568	19,398	19,382	20,000	19,500
繰 下 げ	23,793	24,497	24,494	・	23,793
障 害 年 金	71,499	71,700	71,728	72,842	71,480
遺 族 年 金	84,352	78,513	75,847	35,961	88,333
合 計	56,441	56,167	55,294	34,336	56,718

注1. 「基礎のみ・旧国年」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者及び旧法国民年金受給者をいう。

注2. 「基礎のみ共済なし」とは「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者をいう。

表45 国民年金 受給者の平均年金月額の推移

(年度末現在、単位：円)

年度	老 齢 年 金 ・ 25 年 以 上		通 算 老 齢 年 金 ・ 25 年 未 満		障 害 年 金		遺 族 年 金	
		(再掲)基礎年金		(再掲)基礎年金		(再掲)基礎年金		(再掲)基礎年金
平成24年度	54,856	55,637	18,561	・	73,479	73,461	80,534	88,601
25	54,622	55,265	18,497	・	72,607	72,587	80,194	87,662
26	54,497	55,026	18,485	・	71,995	71,974	80,404	87,041
27	55,244	55,688	18,777	・	72,565	72,543	81,832	88,014
28	55,464	55,831	18,880	・	72,453	72,431	82,404	88,073
29	55,615	55,918	19,091	19,220	72,245	72,223	82,932	88,141
30	55,809	56,058	19,064	19,077	72,109	72,086	83,208	88,164
令和元年度	56,049	56,256	19,126	19,130	72,042	72,020	83,644	88,348
2	56,358	56,529	19,282	19,315	72,039	72,017	84,173	88,640
3	56,479	56,621	19,398	19,466	71,868	71,848	84,349	88,584
4	56,428	56,545	19,495	19,594	71,499	71,480	84,352	88,333

老齢基礎年金（25年以上）の受給者の平均年金月額は、令和4年度末現在で5万7千円となっている。繰上げ・繰下げ状況の別にみると、繰上げが4万4千円、本来が5万8千円、繰下げが7万5千円となっている。（表46）

表46 国民年金 老齢基礎年金（25年以上）受給者状況の推移

（年度末現在、単位：万人、円）

	総 数		繰 上 げ		本 来		繰 下 げ	
	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
平成30年度	3,177	56,058	380	43,479	2,752	57,466	45	76,274
令和元年度	3,218	56,256	373	43,665	2,796	57,592	49	75,896
2	3,254	56,529	364	43,892	2,835	57,783	55	75,723
3	3,274	56,621	355	43,985	2,859	57,795	60	75,260
4	3,278	56,545	345	43,979	2,867	57,644	66	74,532

注. 老齢基礎年金の受給資格期間を原則として25年以上有する受給者を計上している。

③ 老齢年金の年金月額階級別受給権者数

令和4年度末における国民年金の老齢年金受給権者の年金月額階級別分布をみると男女共に6万円以上7万円未満が最も多くなっている。(表47、図26)

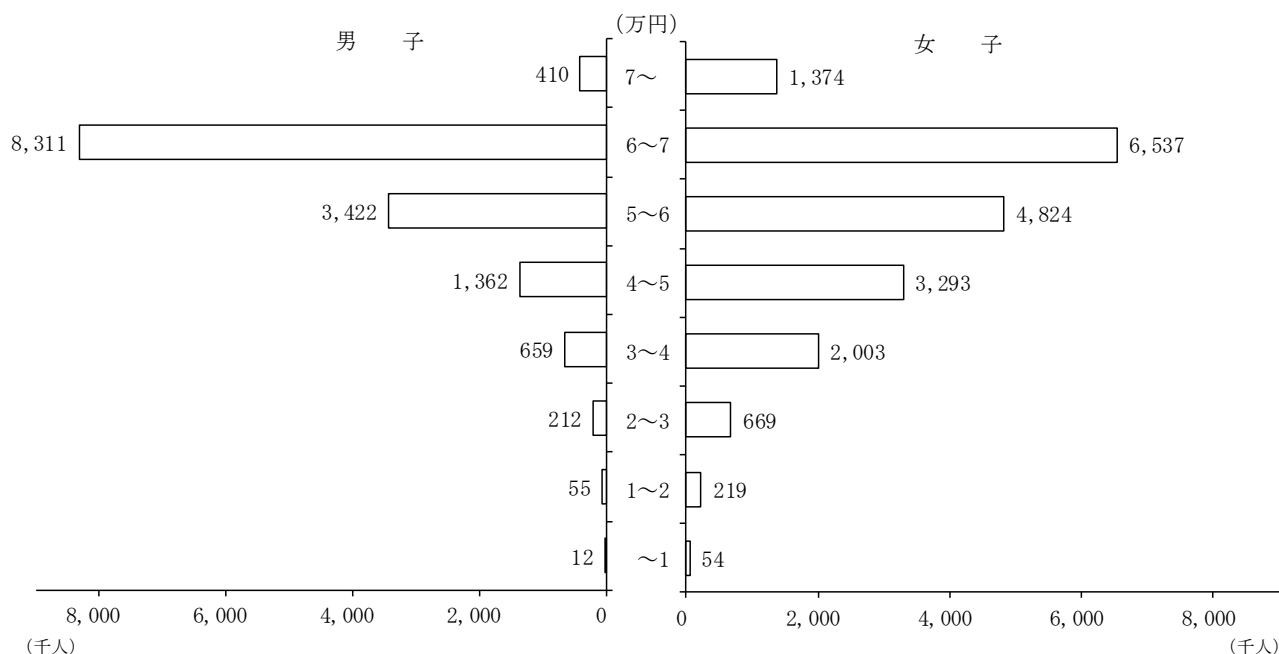
表47 国民年金 老齢年金の年金月額階級別受給権者数 (令和4年度末)

(令和4年度末現在)

年金月額	総数			(再掲)基礎のみ・旧国年(5年年金除く)			(再掲)基礎のみ共済なし・旧国年(5年年金除く)		
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子
合計	33,415,627	14,443,042	18,972,585	6,085,145	1,490,631	4,594,514	4,953,477	920,617	4,032,860
万円以上 万円未満									
～ 1	65,660	12,091	53,569	27,248	1,536	25,712	26,887	1,355	25,532
1 ～ 2	274,330	55,225	219,105	96,162	9,912	86,250	95,211	9,422	85,789
2 ～ 3	881,065	211,847	669,218	276,598	36,429	240,169	274,043	35,280	238,763
3 ～ 4	2,661,520	658,993	2,002,527	895,572	128,586	766,986	884,922	124,162	760,760
4 ～ 5	4,655,774	1,362,403	3,293,371	995,012	211,167	783,845	927,070	175,583	751,487
5 ～ 6	8,246,178	3,422,304	4,823,874	1,348,312	344,340	1,003,972	1,049,978	177,015	872,963
6 ～ 7	14,847,491	8,310,511	6,536,980	1,986,563	664,308	1,322,255	1,265,506	313,252	952,254
7 ～	1,783,609	409,668	1,373,941	459,678	94,353	365,325	429,860	84,548	345,312
平均年金月額	円 56,316	円 58,798	円 54,426	円 53,201	円 56,806	円 52,032	円 51,469	円 54,453	円 50,788

- 注1. 旧法老齢年金の受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者(受給資格期間を原則として25年以上有する者)の合計であり、老齢基礎年金受給権者には、被用者年金が上乗せされている者を含む。
2. 「基礎のみ・旧国年(5年年金除く)」とは、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない老齢基礎年金受給権者及び旧法国民年金(5年年金除く)の受給権者をいう。
3. 「基礎のみ共済なし」とは「基礎のみ」の受給権者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を有しない受給権者をいう。

図26 国民年金 老齢年金の年金月額階級別受給権者数 (令和4年度末)



令和4年度に新規裁定された国民年金の老齢年金受給権者の年金月額階級別分布をみると男子は5万円以上6万円未満、女子は6万円以上7万円未満が最も多くなっている。（表48、図27）

表48 国民年金 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（令和4年度新規裁定）

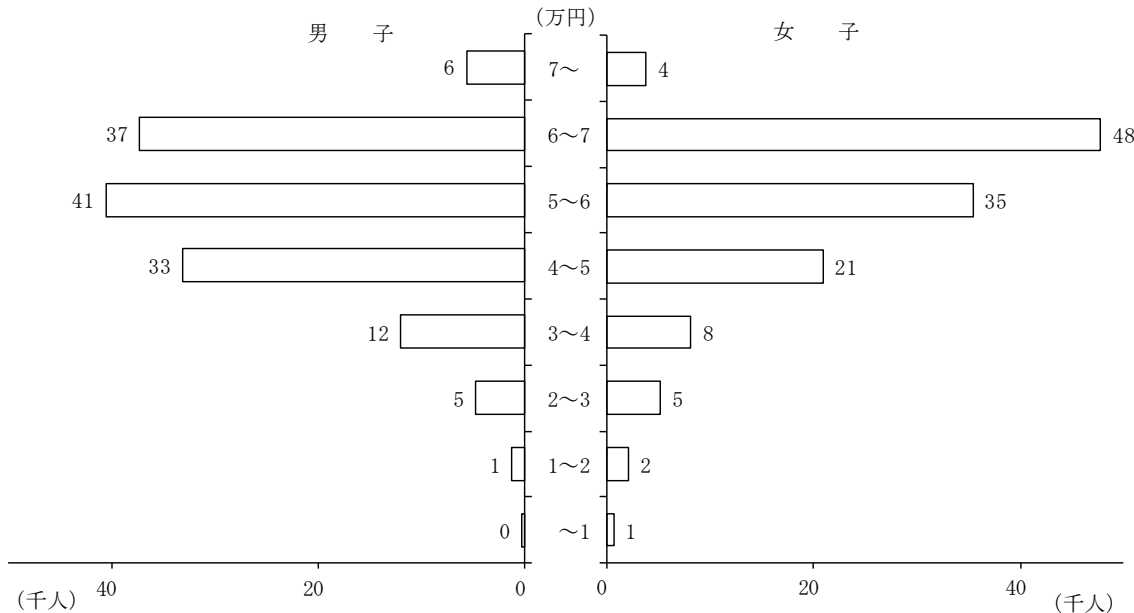
年金月額	総数						(再掲)基礎のみ・旧国年(5年年金除く)			(再掲)基礎のみ共済なし・旧国年(5年年金除く)		
	計			計			計			計		
	人	男子	女子	人	男子	女子	人	男子	女子	人	男子	女子
合計	259,423	135,197	124,226	114,577	44,457	70,120	55,023	17,932	37,091			
万円以上 万円未満												
～ 1	1,033	343	690	344	42	302	333	35	298			
1 ～ 2	3,417	1,266	2,151	1,273	384	889	1,250	371	879			
2 ～ 3	9,981	4,772	5,209	3,005	1,185	1,820	2,928	1,143	1,785			
3 ～ 4	20,249	12,062	8,187	3,179	1,147	2,032	2,857	944	1,913			
4 ～ 5	54,121	33,174	20,947	10,160	4,415	5,745	7,724	2,736	4,988			
5 ～ 6	75,984	40,586	35,398	35,402	15,139	20,263	16,633	4,010	12,623			
6 ～ 7	85,080	37,285	47,795	55,317	18,982	36,335	19,522	6,534	12,988			
7 ～	9,558	5,709	3,849	5,897	3,163	2,734	3,776	2,159	1,617			
平均年金月額	円 53,619	円 53,003	円 54,290	円 58,107	円 58,216	円 58,039	円 54,850	円 55,817	円 54,383			

注1. 旧法老齢年金の受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者（受給資格期間を原則として25年以上有する者）の合計であり、老齢基礎年金受給権者には、被用者年金が上乗せされている者を含む。

2. 「基礎のみ・旧国年（5年年金除く）」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない老齢基礎年金受給権者及び旧法国民年金（5年年金除く）の受給権者をいう。

3. 「基礎のみ共済なし」とは「基礎のみ」の受給権者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給権者をいう。

図27 国民年金 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（令和4年度新規裁定）



4. 特別障害給付金

令和4年度末における特別障害給付金の支給決定状況は、障害等級1級が1,908件、2級が6,424件、合計8,332件となっている。このうち、学生の支給決定状況は、1級が985件、2級が4,109件、合計5,094件となっており、配偶者の支給決定状況は、1級が923件、2級が2,315件、合計3,238件となっている。

また、平成17年4月から令和5年3月末までの累積不支給決定件数は、1,463件となっている。
(表49)

表49 都道府県別 特別障害給付金支給決定状況（令和4年度末）

都道府県	総数									不支給 決定件数
	合計			学生			配偶者			
	合計	1級	2級	合計	1級	2級	合計	1級	2級	
	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
総数	8,332	1,908	6,424	5,094	985	4,109	3,238	923	2,315	1,463
北海道	460	106	354	229	29	200	231	77	154	79
青森	76	39	37	44	17	27	32	22	10	20
岩手	81	37	44	53	23	30	28	14	14	4
宮城	140	30	110	96	18	78	44	12	32	23
秋田	67	27	40	45	14	31	22	13	9	11
山形	67	19	48	48	12	36	19	7	12	2
福島	132	30	102	85	17	68	47	13	34	5
茨城	174	45	129	111	23	88	63	22	41	33
栃木	102	35	67	54	14	40	48	21	27	12
群馬	129	62	67	85	40	45	44	22	22	22
埼玉	348	58	290	201	34	167	147	24	123	67
千葉	331	89	242	193	47	146	138	42	96	73
東京都	701	160	541	520	99	421	181	61	120	128
神奈川県	609	156	453	330	70	260	279	86	193	84
新潟	130	26	104	80	12	68	50	14	36	11
富山	73	8	65	51	7	44	22	1	21	14
石川	84	12	72	56	5	51	28	7	21	7
福井	56	6	50	45	5	40	11	1	10	8
山梨	69	10	59	57	6	51	12	4	8	12
長野	109	18	91	90	14	76	19	4	15	23
岐阜	97	24	73	61	14	47	36	10	26	25
静岡県	199	42	157	130	23	107	69	19	50	34
愛知	428	62	366	265	34	231	163	28	135	76
三重	96	14	82	58	10	48	38	4	34	16
滋賀	53	11	42	34	5	29	19	6	13	22
京都	186	32	154	93	10	83	93	22	71	35
大阪	613	148	465	293	64	229	320	84	236	59
兵庫県	331	78	253	176	35	141	155	43	112	92
奈良	107	29	78	63	14	49	44	15	29	27
和歌山	59	21	38	38	12	26	21	9	12	12
鳥取	44	4	40	28	2	26	16	2	14	13
島根	69	14	55	49	8	41	20	6	14	7
岡山	192	50	142	118	27	91	74	23	51	23
広島	288	57	231	198	38	160	90	19	71	69
山口	157	56	101	105	32	73	52	24	28	40
徳島	61	24	37	38	15	23	23	9	14	10
香川	73	10	63	55	7	48	18	3	15	27
愛媛	115	20	95	61	7	54	54	13	41	19
高知	55	7	48	38	4	34	17	3	14	6
福岡	444	69	375	285	38	247	159	31	128	96
佐賀	57	14	43	39	8	31	18	6	12	11
長崎	110	34	76	65	16	49	45	18	27	13
熊本	141	35	106	88	19	69	53	16	37	12
大分	118	21	97	59	9	50	59	12	47	30
宮崎	90	25	65	44	8	36	46	17	29	11
鹿児島	150	23	127	99	12	87	51	11	40	24
沖縄	61	11	50	41	8	33	20	3	17	16

注1. 「学生」の欄には、平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生について、特別障害給付金が支給決定された件数を計上している。

2. 「配偶者」の欄には、昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態にある者について、特別障害給付金が支給決定された件数を計上している。

3. 「不支給決定件数」は、平成17年4月～令和5年3月末までの累計である。

(参考資料)

都道府県別 老齢年金受給者数及び平均年金月額（令和4年度末）

都道府県	厚生年金保険（第1号）		国民年金	
	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
	人	円	人	円
総数	15,639,418	144,982	33,020,963	56,428
北海道	638,386	135,428	1,521,477	55,469
青森	149,360	122,134	388,552	54,031
岩手	176,230	126,451	386,924	57,468
宮城	289,157	138,832	614,446	56,337
秋田	154,177	123,060	340,202	55,909
山形	175,929	124,586	345,311	57,533
福島	278,854	130,101	553,238	56,719
茨城	352,819	146,466	790,394	56,260
栃木	251,928	142,763	533,301	56,406
群馬	255,596	142,216	547,104	57,479
埼玉	833,029	155,412	1,795,914	55,959
千葉	717,934	158,918	1,590,551	56,302
東京都	1,252,656	157,478	2,765,997	55,326
神奈川県	1,009,261	164,088	2,123,936	56,332
新潟	372,814	132,192	683,439	58,735
富山	187,781	138,275	316,443	59,940
石川	171,719	135,622	314,529	58,898
福井	134,164	134,001	221,327	59,250
山梨	104,090	138,308	237,189	56,122
長野	331,815	138,241	622,531	58,965
岐阜	270,221	143,622	567,711	58,222
静岡県	545,929	145,456	1,046,974	58,102
愛知県	865,406	154,191	1,771,013	57,008
三重	248,251	145,528	500,380	58,407
滋賀	187,266	148,134	358,477	58,157
京都	306,378	145,774	670,304	55,314
大阪	959,390	150,477	2,085,969	54,259
兵庫県	683,686	153,197	1,447,103	56,207
奈良	165,034	156,630	393,520	55,972
和歌山	113,362	140,488	286,120	54,789
鳥取	92,870	127,492	167,845	58,501
島根	118,933	127,668	214,857	59,211
岡山	290,388	140,072	533,764	58,672
広島	401,583	144,695	766,791	58,053
山口	215,933	142,309	433,963	58,166
徳島	111,202	127,933	222,621	55,837
香川	151,658	137,904	286,013	58,804
愛媛	190,051	134,239	413,744	56,793
高知	102,742	126,353	222,971	55,055
福岡	627,952	139,693	1,292,112	55,395
佐賀	112,510	128,083	234,378	58,079
長崎	175,188	131,373	403,893	55,603
熊本	227,803	126,583	513,960	56,886
大分	160,532	130,537	346,652	55,419
宮崎	146,790	123,237	324,969	56,356
鹿児島	211,385	127,243	482,735	56,723
沖縄	106,909	123,459	298,492	51,864
その他	12,367	127,726	40,827	29,316

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 厚生年金保険（第1号）の平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

3. 国民年金については、旧法老齢年金の受給者と新法老齢基礎年金の受給者（受給資格期間を原則として25年以上有する者）の合計であり、老齢基礎年金受給者には、被用者年金を上乗せして受給している者を含む。